

第5回

松江市・東出雲町 合併任意協議会

会議資料



日時：平成22年2月10日(水)午前9時30分

場所：東出雲町民会館

目 次

議 事

議案（１）合併の方式について	（継続協議）	．．．．．	1
議案（20）使用料、手数料等の取扱いについて	（継続協議）	．．．．．	2
議案（21）情報公開等の取扱いについて	（継続協議）	．．．．．	3
議案（22）国民健康保険事業の取扱いについて	（継続協議）	．．．．．	4
議案（23）介護保険事業の取扱いについて	（継続協議）	．．．．．	5
議案（24）各種健診事業の取扱いについて	（継続協議）	．．．．．	6
議案（25）児童福祉事業の取扱いについて	（継続協議）	．．．．．	7
議案（26）高齢者福祉事業の取扱いについて	（継続協議）	．．．．．	8
議案（27）障がい者福祉事業の取扱いについて	（継続協議）	．．．．．	9
議案（28）都市計画区域等の取扱いについて	（継続協議）	．．．．．	10
議案（29）公立幼稚園保育料等の取扱いについて	（継続協議）	．．．．．	11
議案（30）町・字の区域及び名称の取扱いについて		．．．．．	12
議案（31）地方税の取扱いについて		．．．．．	17
議案（32）地域協議会の設置について		．．．．．	32
議案（33）慣行の取扱いについて		．．．．．	40
議案（34）水道事業の取扱いについて		．．．．．	50
議案（35）公共下水道事業等の取扱いについて		．．．．．	66

〔協議事項〕

協議（３）合併市町村基本計画の取扱いについて	．．．．．	77
協議（４）松江市・東出雲町合併任意協議会だより 「縁のかたらい特別号」(案)の発行について	．．．．．	別紙

議案（１）

合併の方式について、下記のとおり提案する。

平成 21 年 12 月 17 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

合併の方式について（継続協議）

合併の方式は、八束郡東出雲町の区域を松江市に編入する編入合併とする。

議案（ 20 ）

使用料、手数料等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 25 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ）施設使用料については、それぞれ異なっているが、現行のとおりとする。
ただし、公民館使用料については、当分の間現行のとおりとし、合併後に調整する。また、学校施設使用料については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。
- （ 2 ）占用料については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。
- （ 3 ）手数料については、差異のあるものは、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。

議案（ 2 1 ）

情報公開等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 2 5 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

情報公開等の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ）情報公開については、松江市の制度に統一する。ただし、合併前の東出雲町の公開の対象となる公文書については、合併前の東出雲町の制度の例による。
- （ 2 ）個人情報保護については、松江市の制度に統一する。ただし、合併前の東出雲町の開示等の対象となる個人情報については、合併前の東出雲町の制度の例による。

議案（ 2 2 ）

国民健康保険事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 2 5 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

国民健康保険事業の取扱いについて（継続協議）

国民健康保険事業については、次のとおり松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、合併期日が年度中途の場合は、保険料（税）の賦課については、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。

国民健康保険運営協議会については、合併時に松江市の組織に統一する。

- （ 1 ） 賦課形態は、松江市の例により保険料とする。
- （ 2 ） 賦課方式は、松江市の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。
- （ 3 ） 賦課割合は、応益割（均等割・平等割）50%、応能割（所得割）を50%とし、保険料については、事業の健全な運営を確保することができる額となるよう松江市において適正な料率を設定する。
- （ 4 ） 納期及び納付回数は、松江市の例により調整する。
- （ 5 ） 人間ドック（外来・宿泊）及び脳ドック並びに、特定健康健診は、松江市の例により調整する。

議案（ 2 3 ）

介護保険事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 2 5 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

介護保険事業の取扱いについて（継続協議）

介護保険事業の取扱いについては、次のとおり松江市の例により統一する方向で調整する。

- （ 1 ） 介護保険事業計画については、平成 2 3 年度に合併後の市域を対象とした第 5 期介護保険事業計画を策定する。ただし、合併年度は、両市町の計画を地区毎に適用する。
- （ 2 ） 介護保険料、納期及び納付回数については、合併年度は現行のとおりとし、第 5 期介護保険事業計画に基づき、平成 2 4 年度から統一する。
- （ 3 ） 要介護認定業務については、合併時に松江市の例により統一する。
- （ 4 ） 特別給付については、合併年度は現行のとおりとし、第 5 期介護保険事業計画に基づき、平成 2 4 年度から統一する。
- （ 5 ） 地域支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、第 5 期介護保険事業計画に基づき、平成 2 4 年度から統一する。
- （ 6 ） 地域包括支援センターについては、合併年度は現行のとおりとし、第 5 期介護保険事業計画に基づき、平成 2 4 年度から統一する。

議案（ 2 4 ）

各種健診事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 2 5 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

各種健診事業の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ）各種健康診査等については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、東出雲町が独自で実施している新生児聴覚検査費助成及び 5 歳児健診については、東出雲町の例により統一する方向で調整する。
- （ 2 ）予防接種については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、B C G 予防接種については、東出雲町の例により統一する方向で調整する。
- （ 3 ）後期高齢者を対象とした、人間ドック助成については、松江市の例により統一する方向で調整する。

議案（ 25 ）

児童福祉事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成22年1月25日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

児童福祉事業の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ）保育所保育料の取扱いについては、松江市の例により統一する方向で調整する。
ただし、合併期日が年度中途の場合は、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。
- （ 2 ）延長保育等の特別保育及び児童クラブの利用料については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、合併期日が年度中途の場合は、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。
- （ 3 ）子育て支援センターについては、東出雲町子育て支援センターを東出雲町地域における子育て支援の拠点とし、松江市子育て支援センターを中核としたネットワーク化により、相談及び支援体制の充実を図る。
- （ 4 ）乳幼児等医療費助成については、以下の方針により合併時に統一する方向で調整する。
3歳以上就学前幼児の医療費助成については、松江市の例により調整する。
就学から20歳未満の慢性腎疾患等11疾患群に係る入院者の医療費助成については、東出雲町の例により調整する。

議案（ 26 ）

高齢者福祉事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成22年1月25日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

高齢者福祉事業の取扱いについて（継続協議）

松江市の制度に統一する方向で調整する。ただし、高齢者の実態や地域の特性等により合併時に統一が困難なものについては、合併後統一する方向で調整する。

議案（ 27 ）

障がい者福祉事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 25 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

障がい者福祉事業の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ） 障害者計画及び障害福祉計画については、松江市の計画に統合する。ただし、国の動向等を踏まえながら、合併後に必要な見直しを図る。
- （ 2 ） 相談支援については、松江市の制度を基本とし、関係機関との連携強化により、全市的な相談支援体制の充実を図る。
- （ 3 ） 就労支援については、松江市の制度を基本とし、関係機関との連携強化により、全市的な就労・雇用支援体制の充実を図る。
- （ 4 ） その他の個別事業については、松江市の制度に統一する方向で調整する。ただし、地域性により合併時に統一が困難な場合は、合併後に調整する。

議案（ 28 ）

都市計画区域等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成22年1月25日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

都市計画区域等の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ）都市計画区域については、現行のとおり松江市に引き継ぐものとする。
- （ 2 ）都市計画に関する基本的な方針を定める都市計画マスタープランについては、平成24年度に見直しを行う。ただし、見直しを行うまでの間は、両市町のマスタープランを地区毎に適用する。
- （ 3 ）都市計画審議会については、松江市の組織に統一する。

議案（ 29 ）

公立幼稚園保育料等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成22年1月25日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

公立幼稚園保育料等の取扱いについて（継続協議）

公立幼稚園保育料等の取扱いについては、合併年度は現行のとおりとし、段階的に松江市の例により統一する方向で調整する。

議案（ 30 ）

町・字の区域及び名称の取扱いについて下記のとおり提案する。

平成22年2月10日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

町・字の区域及び名称の取扱いについて

合併後の市の町の区域および名称は、松江市においては現行のとおりとし、東出雲町においては、東出雲町という町の区域を設定する。

東出雲町の大字名については、現行の大字名から「大字」を削除し、区域は現行のとおりとする。

(参考資料)

町・字の区域及び名称に関する根拠法令(抜粋)

『地方自治法』

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

平成17年3月31日からの松江市住所表示

(1) 旧松江市については、現行のまま変更なし。

(2) 旧八束郡各町村については次のとおり。

名称の変更 …… 「八束郡」を「松江市」に変更。

町・村名の変更 …… 町名は変更なし。ただし、「八雲村」については「八雲町」に変更。

字名の変更 …… 変更なし。ただし、「大字」の2文字は表示しない。

鹿島町の大字「恵曇町」及び玉湯町の大文字「林村」については、それぞれ「恵曇」、「林」に変更。

番地等の変更 …… 変更なし。

【旧八束郡の住所表示例】

新 表 示			合併前の字名
松江市 鹿島町	恵曇	えとも	大字恵曇町
	古浦	こうら	大字古浦
	手結	たゆ	大字手結
	片句	かたく	大字片句
	武代	たけだい	大字武代
	佐陀本郷	さだほんごう	大字佐陀本郷
	佐陀宮内	さだみやうち	大字佐陀宮内
	名分	みょうぶん	大字名分
	南講武	みなみこうぶ	大字南講武
	北講武	きたこうぶ	大字北講武
	上講武	かみこうぶ	大字上講武
	御津	みつ	大字御津
松江市 島根町	大芦	おわし	大字大芦
	加賀	かか	大字加賀
	野波	のなみ	大字野波
	多古	たこ	大字多古
	野井	のい	大字野井
松江市 美保関町	笠浦	かさうら	大字笠浦
	千酌	ちくみ	大字千酌
	北浦	きたうら	大字北浦
	菅浦	すげうら	大字菅浦
	片江	かたえ	大字片江
	七類	しちるい	大字七類
	諸喰	もろくい	大字諸喰
	雲津	くもづ	大字雲津
	下宇部尾	しもうべお	大字下宇部尾
	森山	もりやま	大字森山
	福浦	ふくうら	大字福浦
	美保関	みほのせき	大字美保関

新 表 示			合併前の字名
松江市 八雲町	日吉	ひよし	大字日吉
	東岩坂	ひがいわさか	大字東岩坂
	西岩坂	にいわさか	大字西岩坂
	熊野	くまの	大字熊野
	平原	ひらはら	大字平原
松江市 玉湯町	布志名	ふじな	大字布志名
	湯町	ゆまち	大字湯町
	林	はやし	大字林村
	玉造	たまつくり	大字玉造
	大谷	おおだに	大字大谷
松江市 宍道町	宍道	しんじ	大字宍道
	伊志見	いじみ	大字伊志見
	佐々布	さそう	大字佐々布
	白石	はくいし	大字白石
	昭和	しょうわ	大字昭和
	西来待	にしきまち	大字西来待
	東来待	ひがしきまち	大字東来待
	上来待	かみきまち	大字上来待
昭和新田	しょうしんでん	大字昭和新田	
松江市 八束町	波入	はにゅう	大字波入
	入江	にゅうこう	大字入江
	二子	ふたご	大字二子
	寺津	てらづ	大字寺津
	亀尻	かめしり	大字亀尻
	馬渡	まわたし	大字馬渡
	遅江	おそえ	大字遅江
	江島	えしま	大字江島

東出雲町の住所表示例

新表示	現表示	読みがな
松江市東出雲町上意東	八束郡東出雲町大字上意東	かみいとう
松江市東出雲町下意東	八束郡東出雲町大字下意東	しもいとう
松江市東出雲町揖屋町	八束郡東出雲町大字揖屋町	いやまち
松江市東出雲町春日	八束郡東出雲町大字春日	かすが
松江市東出雲町今宮	八束郡東出雲町大字今宮	いまみや
松江市東出雲町内馬	八束郡東出雲町大字内馬	うちうま
松江市東出雲町須田	八束郡東出雲町大字須田	すた
松江市東出雲町出雲郷	八束郡東出雲町大字出雲郷	あだかえ
松江市東出雲町錦浜	八束郡東出雲町大字錦浜	にしきはま
松江市東出雲町錦新町一丁目	八束郡東出雲町錦新町一丁目	にしきしんまち
松江市東出雲町錦新町二丁目	八束郡東出雲町錦新町二丁目	
松江市東出雲町錦新町三丁目	八束郡東出雲町錦新町三丁目	
松江市東出雲町錦新町四丁目	八束郡東出雲町錦新町四丁目	
松江市東出雲町錦新町五丁目	八束郡東出雲町錦新町五丁目	
松江市東出雲町錦新町六丁目	八束郡東出雲町錦新町六丁目	
松江市東出雲町錦新町七丁目	八束郡東出雲町錦新町七丁目	
松江市東出雲町錦新町八丁目	八束郡東出雲町錦新町八丁目	
松江市東出雲町意宇南一丁目	八束郡東出雲町意宇南一丁目	いうなん
松江市東出雲町意宇南二丁目	八束郡東出雲町意宇南二丁目	
松江市東出雲町意宇南三丁目	八束郡東出雲町意宇南三丁目	
松江市東出雲町意宇南四丁目	八束郡東出雲町意宇南四丁目	
松江市東出雲町意宇南五丁目	八束郡東出雲町意宇南五丁目	
松江市東出雲町意宇南六丁目	八束郡東出雲町意宇南六丁目	

【例】 八束郡東出雲町 大字揖屋町 1 1 4 2 番地

松江市東出雲町 揖屋町 1 1 4 2 番地

最近の合併事例における町・字の区域及び名称の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
清須市 (愛知県) H21.10.5	清須市	55,038	編入	<p>1 <u>清須市においては、現行のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>春日町においては、「西春日井郡春日町」を「清須市」に置き換え、従前の大字名の前に「春日」を冠するとともに、「大字」「字」及び大字名を削除する。</u></p> <p>ただし、これにより難しい場合については、必要に応じて変更を行うこととする</p>
	西春日井郡 春日町	8,320		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	高崎市及び吉井町の町名、字名については、合併時まで、調整するものとする。
	多野郡 吉井町	24,987		
真岡市 (栃木県) H21.3.23	真岡市	66,362	編入	町名、字名の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町においては、大字を削除した町名とする。
	芳賀郡 二宮町	16,640		
焼津市 (静岡県) H20.11.1	焼津市	120,109	編入	<p><u>焼津市及び大井川町の区域における町名・字名については、原則として現行のとおりとする。</u></p> <p>ただし、合併に際し、大井川町の区域における町名・字名の変更が必要となった場合は、当該地域住民の意思を尊重し、検討するものとする。</p>
	志太郡 大井川町	22,992		
熊本市 (熊本県) H20.10.6	熊本市	669,603	編入	<p>1 <u>熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。</u></p> <p>2 <u>富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。</u></p>
	下益城郡 富合町	7,962		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>(1) <u>町(字)の区域については、現行のとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>町(字)の名称については、福島市は現行のとおりとし、飯野町においては、「大字」の二字を削除する。ただし、「飯野町大字飯野」の区域は、「大字」の二字のほか、大字に続く「飯野」の表示を削除する。</u></p>
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（ 3 1 ）

地方税の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

地方税の取扱いについて

両市町で差異のない税率は、現行のとおりとし、差異のある税率については、次のとおり取扱うものとする。

- （ 1 ）法人市町村民税は、松江市の例により調整する。ただし、合併年度及びそれに続く 5 年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において不均一課税とする。
- （ 2 ）軽自動車税は、松江市の例により調整する。ただし、合併年度及びそれに続く 5 年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において不均一課税とする。
- （ 3 ）都市計画税は、松江市の例により調整する。ただし、東出雲町の市街化区域における都市計画税については、合併年度及びそれに続く 5 年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において課税しないこととする。

(参考資料)

「地方税の取扱い」に関する主な根拠法令

『地方自治法』

(地方団体の課税権)

第223条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

『地方税法』

(地方団体の課税権)

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(市町村が課することができる税目)

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 (略)

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

(市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継)

第8条の2 市町村の廃置分合があつた場合(次条第1項本文の規定に該当する場合を除く。)においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

2~3 (略)

4 前3項の規定によつて承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合においては、当該承継市町村が条例で別段の定めをしない限り、その承継すべき当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関しては、当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関して定められている消滅市町村の条例、規則その他の定め例によるものとする。この場合において、承継市町村が第5条第3項の規定によつて課する普通税又は同条第7項の規定によつて課する目的税(以下本項において「法定外税」という。)を課することとしており、かつ、当該承継市町村が承継する当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金のうちにこれらと課税客体を同じくする同種の法定外税があるため、同種の法定外税を重複して課することとなるときは、当該消滅市町村に係る法定外税の納税義務者に対しては、当該承継市町村は、当該承継市町村の条例の定めるところによつて、これらの法定外税のうちいずれか1を課するものとしなければならない。

『市町村の合併の特例等に関する法律』（平成22年3月31日失効）

（地方税に関する特例）

第16条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2～3 （略）

地方税の概要

1. 地方税とは

地方自治体は、地域に密着した教育、保健衛生、上下水道、警察・消防など福祉や生活環境を中心とした仕事（公共の仕事）を行うため、地方税法、条例により、これらに必要な経費を税金という形で住民の方々に負担していただいています。地方税は、県税と市町村税に分けられ、市町村税は次のようになっています。

(1) 市町村民税

市町村民税は、均等割と所得割（法人税割）とがあります。具体的には、市町村内に住所のある個人などに課税される個人の市町村民税と、市町村内に事務所または事業所のある法人などに課税される法人の市町村民税があります。

個人市町村民税

(ア) 均等割...均等割の標準税率は、3,000円。

(イ) 所得割...所得割の標準税率は、6%。前年中の所得に対して課税されます。

標準税率...地方公共団体が課税する場合に通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的な税率

法人市町村民税

(ア) 均等割...法人市町村民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税されます。

標準税率は、資本金等と従業員数に応じて、年額で5万円から300万円まで9段階に分かれています。制限税率は、標準税率の1.2倍となっています。

(イ) 法人税割...法人市町村民税の法人税割は、市町村の条例で定められている税率を乗じて計算します。標準税率は、12.3%、制限税率は、14.7%です。

制限税率...地方公共団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率

(2) 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日（賦課期日）現在の固定資産の所有者です。固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。固定資産税は、この課税標準額に税率を乗じて計算します。

償却資産...工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいいます。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除きます。

(ア) 税率

固定資産税の標準税率は、1.4%です。

(3) 軽自動車税

毎年4月1日において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有する者に課税されます。

(ア) 税率

軽自動車税の標準税率は、車種、排気量などにより1台あたりの年額で定められており、例えば、500CC以下の原動機付自転車は、1,000円、自家用の軽四輪乗用車は、7,200円などとなっています。制限税率は、標準税率の1.5倍と定められています。

(4) 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税(都税)、市町村税が含まれています。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者です。

(ア) 税率

市町村たばこ税の税率は、製造たばこ1,000本につき、3,298円です。ただし、旧3級品の紙巻たばこについては、1,000本につき1,564円。

(5) 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税金で、土地の保有にかかるものと土地の取得にかかるものがあります。納税義務者は、一定規模以上の土地を取得したり保有している方です。税額は、土地の取得価額に税率を乗じ、その額から、固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算します。

(ア) 税率

特別土地保有税の税率は、保有については、1.4%、取得については、3%です。

(6) 入湯税

鉱泉浴場(いわゆる温泉)の入浴客に課税されます。

(ア) 税率

一人1日について150円です。

(7) 都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として市街化区域内の土地や家屋の所有者に課税され、市町村が行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられます。都市計画税は、通常、固定資産税と併せて課税されます。税額の計算方法は、固定資産税とほぼ同じです。

(ア) 税率

都市計画税の税率は、0.3%の制限税率となっています。

2. 納期

地方税法では、地方税についてそれぞれ納期が定められています。その主なものは次のようになっています。

(1) 市町村民税(個人) 6月、8月、10月、1月において、条例で定める。

(2) 固定資産税 4月、7月、12月、2月において、条例で定める。

(3) 軽自動車税 5月中において、条例で定める。

(1)(2)(3)とも特別事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

地方税率の状況

	松江市	東出雲町
1 普通税		
(1)市町村民税		
(ア)個人均等割	3,000円	3,000円
(イ)所得割	標準税率	標準税率
(ウ)法人均等割	標準税率×1.2	標準税率
(エ)法人税割	14.7%	14.7%
(2)固定資産税	1.4%	1.4%
(3)軽自動車税	標準税率×1.2	標準税率
(4)市町村たばこ税	一定税率	一定税率
(5)特別土地保有税	保有:1.4%、取得:3%	保有:1.4%、取得:3%
2 目的税		
(1)入湯税	150円	150円
(2)都市計画税	0.2%	

平成20年度 地方税決算状況

(単位:千円)

	松江市		東出雲町		合計	
		* (内超過分)		* (内超過分)		* (内超過分)
1 普通税	26,013,524	564,861	1,592,466	14,274	27,605,990	579,135
(1) 市町村民税	12,657,756	513,748	684,506	14,274	13,342,262	528,022
(ア) 個人均等割	274,791		21,082		295,873	0
(イ) 所得割	9,038,899		541,094		9,579,993	0
(ウ) 法人均等割	732,183	114,082	36,323		768,506	114,082
(エ) 法人税割	2,611,883	399,666	86,007	14,274	2,697,890	413,940
(2) 固定資産税	11,952,111		795,795		12,747,906	0
(3) 軽自動車税	401,606	51,113	30,416		432,022	51,113
(4) 市町村たばこ税	1,002,051		81,749		1,083,800	0
(5) 特別土地保有税	0				0	0
2 目的税					0	0
(1) 入湯税	112,713				112,713	0
(2) 都市計画税	1,107,929				1,107,929	0
合計	27,234,166	564,861	1,592,466	14,274	28,826,632	579,135

参考資料:平成20年度決算統計

* 内超過分:標準税率超過収入分

事務事業調整に係る財政負担影響額推計表

項目	歳入・歳出区分
法人市(町)民税均等割額	歳入

調整内容	(単位：千円)									
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成23~28年度合計
合併後の市										
調整内容										
松江市単独の場合	732,394	732,394	742,923	742,923	742,923	742,923	742,923	742,923	742,923	4,457,538
東出雲町単独の場合	35,283	35,283	35,283	35,283	35,283	35,283	35,283	35,283	35,283	211,698
東出雲町に合併年度から制限税率を適用した場合	35,283	35,283	35,283	42,340	42,340	42,340	42,340	42,340	42,340	254,040
合併後 部会調整案1 (+) 合併年度当初から5年間不均一課税と した場合 (28年度から制限税率)				778,206	778,206	778,206	778,206	778,206	785,263	4,676,293
合併後 別案2 (+) 合併年度当初から制限税率を適用した 場合				785,263	785,263	785,263	785,263	785,263	785,263	4,711,578
部会案1と別案2の差				7,057	7,057	7,057	7,057	7,057	0	35,285

事務事業調整に係る財政負担影響額推計表

項目	歳入・歳出区分
軽自動車税	歳入

(単位：千円)

調整内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成23~28年度合計
合併後の市										
調整内容										
松江市単独の場合	402,713	402,713	422,380	422,380	422,380	422,380	422,380	422,380	422,380	2,534,280
東出雲町単独の場合	30,760	30,760	30,760	30,760	30,760	30,760	30,760	30,760	36,912	190,560
東出雲町に合併年度から制限税率を適用した場合	30,760	30,760	30,760	36,912	36,912	36,912	36,912	36,912	36,912	221,472
合併後 部会調整案1 (+) 合併年度当初から5年間不均一課税と した場合 (28年度から制限税率)				453,140	453,140	453,140	453,140	453,140	459,292	2,724,992
合併後 別案2 (+) 合併年度当初から制限税率を適用した 場合				459,292	459,292	459,292	459,292	459,292	459,292	2,755,752
部会案1と別案2の差				6,152	6,152	6,152	6,152	6,152	0	30,760

事務事業調整に係る財政負担影響額推計表

項目	歳入・歳出区分
都市計画税	歳入

(単位：千円)

調整内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成23~28年度合計
合併後の市										
松江市単独の場合	1,061,031	1,067,951	1,139,980	1,151,967	1,102,114	1,117,097	1,128,558	1,080,894	1,095,219	6,675,849
東出雲町単独の場合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東出雲町に合併年度から税率0.2%を適用した場合	0	0	0	82,300	80,900	81,000	81,000	79,000	79,000	483,200
合併後 部会調整案1 (+) 合併年度当初から5年間課税なしとした場合 (28年度から賦課)				1,151,967	1,102,114	1,117,097	1,128,558	1,080,894	1,174,219	6,754,849
合併後 別案2 (+) 合併年度当初から税率0.2%を適用した場合				1,234,267	1,183,014	1,198,097	1,209,558	1,159,894	1,174,219	7,159,049
部会案1と別案2の差				82,300	80,900	81,000	81,000	79,000	0	404,200

地方税率の状況

(平成20年度)

	H17国調人口	市町村民税(法人)		軽自動車税率	固定資産税率	都市計画税率	
		法人均等割	法人税割			線引きの有無	
松江市	196,603人	制限(標準*1.2)	14.7%	超 1.2	1.40%	0.20%	有
東出雲町	14,193人	標準	14.7%	標準	1.40%		有
県内の状況							
	浜田市	制限(標準*1.2)	14.7%	超 1.2	1.50%		無
	出雲市	制限(標準*1.2)	14.7%	超 1.2	1.50%	0.10%	無
	益田市	制限(標準*1.2)	14.7%	超 1.2	1.50%		無
	大田市	制限(標準*1.2)	14.7%	超 1.2	1.60%	0.20%	無
	安来市	標準	14.7%	標準	1.60%		有
	江津市	制限(標準*1.2)	14.7%	標準	1.55%		無
	雲南市	制限(標準*1.2)	13.5%	標準	1.55%		無
中四国の県庁所在地							
	鳥取市	制限(標準*1.2)	14.7%	標準	1.50%	0.10%	有
	岡山市	標準	14.7%	標準	1.40%	0.30%	有
	広島市	標準	14.7%	標準	1.40%	0.30%	有
	山口市	標準	14.7%	標準	1.40%	0.30%	無
	徳島市	制限(標準*1.2)	14.7%	超 1.2	1.40%	0.275%	有
	高松市	制限(標準*1.2)	14.7%	超 1.1	1.40%		無
	松山市	制限(標準*1.2)	14.7%	標準	1.40%		有
	高知市	制限(標準*1.2)	14.7%	超 1.2	1.50%		有

* 法人均等割 (標準税率5万円～300万円) 制限税率1.2倍 * 法人税割 標準税率12.3% 制限税率14.7%

* 固定資産税 標準税率1.4% 制限税率 無 * 軽自動車税 (定額課税) 制限税率 平成18年度より1.5倍 (当初1.2倍)

* 都市計画税 制限税率0.3% 昭和53年度より (創設時は0.2%)

最近の合併事例における地方税の取扱い

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31(予定)	佐世保市	248,041	編入	佐世保市の制度に合わせる。 ただし、法人市(町)民税の法人税割については、市町村の合併の特例に関する法律第16条第1項の規定により、不均一課税とすることとし、期間を合併年度及びこれに続く3年度とする。
	北松浦郡江迎町	5,922		
	北松浦郡鹿町町	5,390		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	宮崎市	310,123	編入	宮崎市の制度等に統一する。 ただし、清武町域では、合併年度及びこれに続く5年度については、現行税率を適用する。
	宮崎郡清武町	28,696		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	高崎市の制度等に統一する。 ただし、吉井町の町民税法人税割及び都市計画税については、市町村の合併の特例に関する法律第16条第1項の規定により合併年度の平成21年度及びこれに続く平成22年度から平成26年度までは現行の税率とする。 【理由】 両市町間の制度に若干の差異はあるが、合併後の行政運営の一体性を確保する観点から、高崎市の制度に統一することが望ましい。ただし、市村民税の法人税割と都市計画税については、激変緩和措置として、不均一課税を実施することが適当と考えられる。
	多野郡吉井町	24,987		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	前橋市の制度等に統一する。 ただし、都市計画税については、富士見都市計画用途地域の区域に対し、市町村の合併の特例に関する法律第16条第1項の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を行わない。
	勢多郡富士見村	22,320		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	<p>富士市の制度に統一する。</p> <p>ただし、富士川町の区域については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定を適用し、岳南広域都市計画区域に編入されるまでの間、都市計画税の税率を0.2%とする。</p> <p>また、課税対象区域は、富士川都市計画区域の用途地域内とする。</p>
	庵原郡富士川町	16,823		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>福島市の制度に調整後統一する。</p> <p>法人税割については、合併年度及びこれに続く5年度に限り不均一課税とし、その後、福島市の制度に統一する。</p>
	伊達郡飯野町	6,488		
島田市 (静岡県) H20.4.1	島田市	96,078	編入	<p>(1) 個人市町民税・法人市町民税の税率及び納期は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 固定資産税の税率は現行のとおりとし、納期、課税免除及び減免の対象については合併時に島田市の例により統合する。</p> <p>(3) 軽自動車税の税率及び減免の対象は現行のとおりとし、納期については合併時に島田市の例により統合する。</p> <p>(4) 都市計画税は、合併時に島田市の例により統合する。合併後に川根地区で都市計画区域指定が行われれば、都市計画税を賦課する。</p> <p>(5) 入湯税については、合併時に川根町の例により統合する。</p>
	榛原郡川根町	6,030		

議案（ 3 2 ）

地域協議会の設置について、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

地域協議会の設置について

行政区域の拡大に伴い、地域住民の声を施策に反映させ合併後の市全体の一体的振興を図るとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律に規定する地域審議会の機能を包含した地域協議会を地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、現在の東出雲町の区域に設置する。

- （ 1 ）名称、所掌事務、組織、委員の任期、選任方法及び議事運営等は、松江市地域協議会設置条例及び松江市地域協議会運営規則の定めによる。
- （ 2 ）設置期間は、松江市地域協議会設置条例の趣旨を踏まえ、合併後概ね 1 0 年間とする。

(参考資料)

地域協議会の設置に関する根拠法令(抜粋)

『市町村の合併の特例等に関する法律』 (平成22年3月31日失効)

(地域審議会)

- 第22条 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(次項において「地域審議会」という。)を置くことができる。
- 2 地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
 - 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
 - 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

『地方自治法』

- 第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
 - 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

『松江市地域協議会設置条例』

(設置)

第1条 合併による行政区域の拡大に伴い、地域住民の声を施策に反映させ新市全体の一体的振興を図るとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、合併前の八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡穴道町及び同郡八束町の区域(以下「当該区域」という。)ごとに、地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称及び対象区域)

第2条 協議会の名称及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	対象区域
鹿島地域協議会	合併前の八束郡鹿島町の区域
島根地域協議会	合併前の八束郡島根町の区域
美保関地域協議会	合併前の八束郡美保関町の区域
八雲地域協議会	合併前の八束郡八雲村の区域
玉湯地域協議会	合併前の八束郡玉湯町の区域
穴道地域協議会	合併前の八束郡穴道町の区域
八束地域協議会	合併前の八束郡八束町の区域

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 新市建設計画の変更及び執行状況について、市長の諮問に応じて審議、答申するほか、必要と認める事項について提言すること。
- (2) 地域独自の事務事業について提言すること。
- (3) 地域のまちづくり指針及び地域のまちづくりに係る予算について提言すること。

(組織)

第4条 協議会は、当該区域ごとに委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、選考委員会の意見を尊重し、市長が選任する。

3 前項の選考委員会は、市長が当該区域ごとに設置する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、当該区域の支所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1～4 (略)

(失効)

5 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第3条に規定する事務の執行状況等を勘案し、この条例の効力を見直すことができる。

6 (略)

『松江市地域協議会運営規則』

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市地域協議会設置条例(平成17年松江市条例第390号)第9条の規定に基づき、地域協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 協議会の開催は、年4回を定例とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるとき、又は委員の4分の1以上のものから招集の請求があったときには、臨時に開催することができる。

(意見聴取)

第3条 協議会は、必要があるときは当該協議会の委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

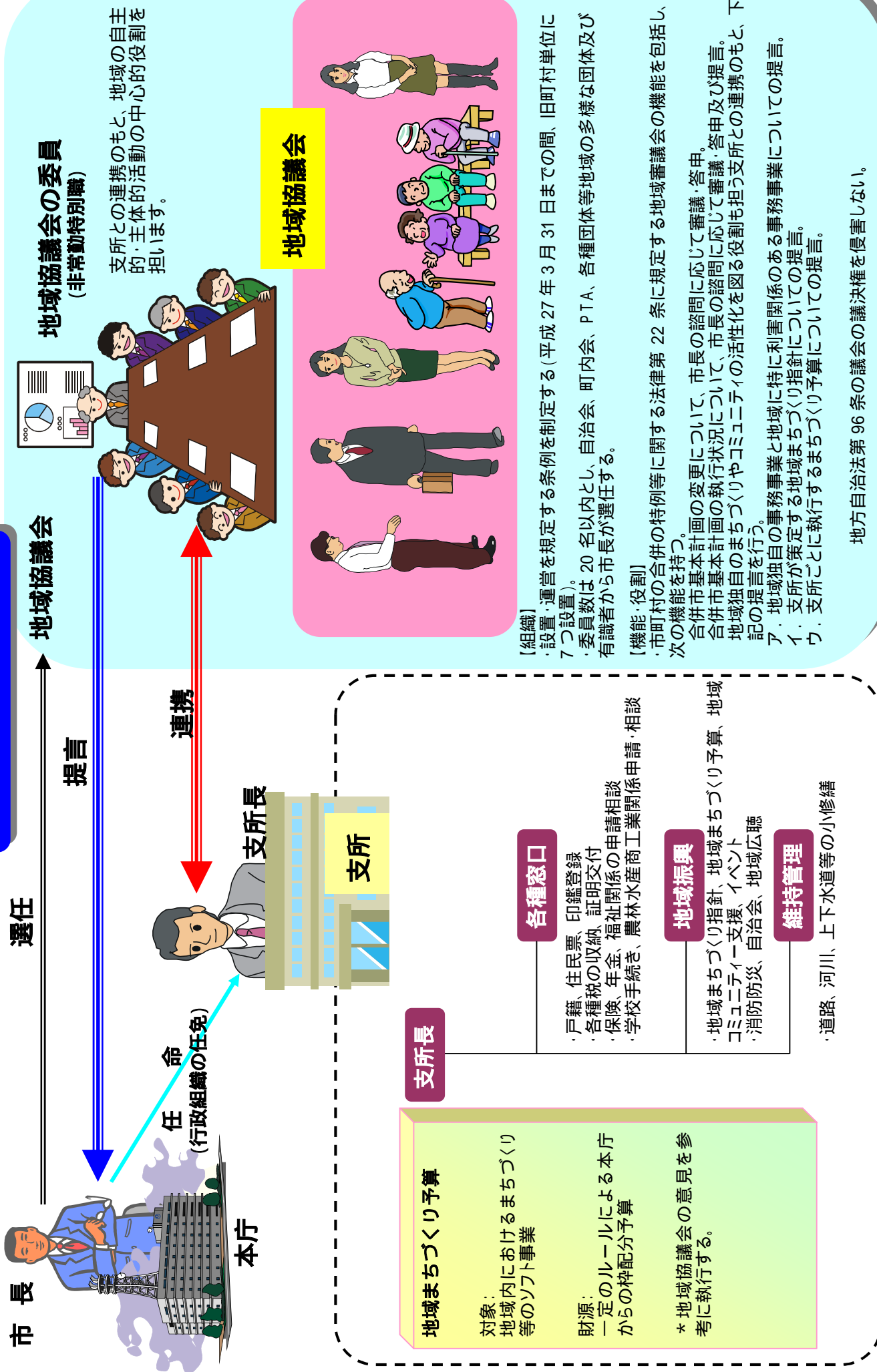
(専門部会)

第4条 協議会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

地域協議会設置のイメージ



最近の合併事例における地域協議会の設置について

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>吉井町の区域に、市町村の合併の特例等に関する法律第22条第1項の規定により<u>地域審議会</u>を置き、同条第2項の規定により組織及び運営に関して必要な事項について別紙のとおり定める。</p> <p>2 理由 (1) <u>合併による行政区域の拡大に伴い、合併前の区域の住民の意見を地域の施策に反映させるとともに、きめ細かな行政サービスを提供するため、新市の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項について意見を述べる機関を設置する必要がある。</u></p> <p>(2) 市町村の合併の特例等に関する法律では、地域審議会のほかに地域自治区や合併特例区の設置も可能であるが、平成18年1月23日の5市町村の合併及び同年10月1日の2市町の合併では、高崎地域を除く5つの地域に地域審議会を設置した経緯がある。</p>
	多野郡吉井町	24,987		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>合併新法第22条の規定に基づき、合併前の飯野町の区域に地域審議会を設置し、必要な事項を、定める。</p> <p>福島市及び伊達郡飯野町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書 (設置)</p> <p>第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第22条第1項の規定に基づき、合併前の飯野町の区域に地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(名称及び所管区域)</p> <p>第2条 審議会の名称及び所管する区域(以下「所管区域」という。)は、次のとおりとする。 名称：飯野地域審議会 所管区域：合併前の飯野町の区域</p> <p>(設置期間)</p> <p>第3条 審議会は、市町合併後速やかに設置することとし、<u>設置期間は、平成31年3月31日までの概ね10年間とする。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、所管区域に係る次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 合併市町村基本計画の執行状況に関する事項 (2) 合併市町村基本計画の変更に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 審議会は、所管区域に関し必要と認める事項を審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>以下(略)</p>
	伊達郡飯野町	6,488		
	榛原郡川根町	6,030		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
気仙沼市 (宮城県) H21.9.1 前回、唐桑町 合併時 (H18.3.31) の期間 H18.3.31 ~ H28.3.31 (10年間)	気仙沼市	66,423	編入	地域自治区の設置に関する協議書より一部抜粋 (設置期間) 第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。 第4条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。 事務所の位置：本吉町津谷館岡10番地 事務所の名称：本吉地域自治区事務所 所管区域：合併前の本吉町の区域 (地域協議会の設置及び構成員) 第7条 地域自治区に、 <u>地域協議会を置く</u> 。 2 地域協議会を組織する構成員(以下「委員」という。)は、20人以内とする。 (地域協議会の権限) 第9条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるができる。 (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 2 市長は、次に掲げる地域自治区の区域に係る事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。 (1) 新市基本計画の変更に関する事項 (2) 新市基本計画の執行状況に関する事項 (3) 市の基本構想の策定及び変更に関する事項 (4) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項 (5) 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める重要事項 以降(略)
	本吉町	11,588		

議案（ 3 3 ）

慣行の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

慣行の取扱いについて

慣行の取り扱いについては、松江市の例により統一する方向で調整する。
ただし、東出雲町の柿等、地域の文化や産業の特性上、継承の必要があるものは、
合併後に検討する。

慣行の取扱い比較表

調整の方針	1. 現行どおりとする。 2. (松江市)の例により調整する。(一元化) 3. 新たに制度化する。 4. 合併後、時間をかけて調整する。
-------	-------------------------------------------------------------------------------

1. 市・町章

調整の方針案	2	
松江市	東出雲町	
		
「松」の字を公木とくずし、これを図案化するとともに、外郭は城址亀田山を、中は松葉を意味しています。	「ひがしいずも」を図案化し、町の円満・団結・融和を象徴しています。	
制定時期 平成 17 年 3 月 31 日	制定時期 昭和 38 年 11 月 5 日	

慣行の取扱い比較表

調整の方針	1．現行どおりとする。 2．（松江市）の例により調整する。（一元化） 3．新たに制度化する。 4．合併後、時間をかけて調整する。
-------	---------------------------------------------------------------------------

2．市・町民憲章

調整の方針案	2	
松江市	東出雲町	
<p>私たちは松江市民です。雄大な日本海、美しい中海と宍道湖、八雲立つ山々にいだかれた松江がだいすきです。</p> <p>私たちはこのかけがえのない自然を守り、先人のつちかった歴史を誇りとし、住む人に希望と勇気を与えるまちにします。</p> <p>私たちは訪れる人にもてなしの心で接し、新しい松江のまちを築くため、手をとりあって進みます。</p> <p>一、青い海と湖、緑あふれる美しい自然のめぐみを大切に、きれいなまちにします。</p> <p>一、人の立場を重んじ、すこやかで心にゆとりのある、明るく住みよいまちにします。</p> <p>一、礼をつくし勉学にいそしみ、未来にはばたく、希望にみちたまちにします。</p> <p>一、はるかな歴史のいとなみと、つちかわれた文化をうけつぎ、心ゆたかなまちにします。</p> <p>一、働くことによるこびと誇りをもち、活気がみなぎる、いきいきとしたまちにします。</p>	<p>～わたしたちのめあてとねがい～</p> <p>わたしたちは、遠い神話と美しい山河に恵まれた東出雲町民です。この憲章をもとに、力を合わせ明るく住みよい郷土をつくり、豊かな未来をひらきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広い視野に立ち、未来へ伸びる若い力を育て、活みなぎる町をつくりまます。 ・働くことに喜びをもち、魅力ある産業を伸ばし、栄える町をつくりまます。 ・心のふれあいを大切にし、明るく健康で、やさしい町をつくりまます。 ・教養を深め、伝統を重んじ、文化のかおり高い町をつくりまます。 ・豊かな自然を愛し、うるおいと安らぎのある、美しい町をつくりまます。 	
制定時期 平成18年10月8日	制定時期 平成6年4月1日	

慣行の取扱い比較表

調整の方針	1. 現行どおりとする。 2. (松江市)の例により調整する。(一元化) 3. 新たに制度化する。 4. 合併後、時間をかけて調整する。
-------	-------------------------------------------------------------------------------

3. 市・町の花

調整の方針案	2	
	松江市	東出雲町
<p>椿 : 歴史的・文化的にも市民生活に根づいた花であり、全市域に自生し親しまれている。気どらない優美さは落ち着きのあるまち「松江」にふさわしい。</p> <p>牡丹 : 松江市の特産品として世界的にも誇れる花であり、また、優雅で美しい花はきれいで明るいまち「松江」にふさわしい。</p>	<p>つつじ : 寿命が長く、種類も豊富であり、国内で最も多く産し、愛されている花木であることから、憩いと安らぎに満ちた「つつじの町」として発展することを願い、町制30周年を記念して選定した。</p>	
制定時期	平成18年10月8日	制定時期 昭和59年6月15日

4. 市・町の木

調整の方針案	2 木については、松江市の例により調整する。 4 柿については、合併後に新たな調整項目「市の果樹」として検討する。	
	松江市	東出雲町
<p>松 : 本市には、松江城山、美保関をはじめいたるところにあり、全市域で親しまれ、松江市の「木」としてふさわしい。</p> <p>桜 : 松江市内には城山をはじめ桜の名所がたくさんあり、桜にちなむ祭りも多く、市民に広く親しまれている。</p>	<p>柿 : 上意東畑地区は、「ほし柿の里」として知られ、ほし柿は本町の特産品の一つである。町の風土に適し、昔から愛され親しまれている。</p>	
制定時期	平成18年10月8日	制定時期 昭和59年6月15日

慣行の取扱い比較表

調整の方針	1. 現行どおりとする。 2. (松江市)の例により調整する。(一元化) 3. 新たに制度化する。 4. 合併後、時間をかけて調整する。
-------	-------------------------------------------------------------------------------

5. 市・町の魚介

調整の方針案	1	
	松江市	東出雲町
しじみ：夕景の美しさで多くの人々の心を惹きつける宍道湖で獲れる「しじみ」は、宍道湖七珍のひとつとして、全国的に有名な松江市の特産品。		なし
鯛：日本海の荒波で育つ鯛は、生命の躍動感を感じさせ、活力に溢れており、新しい松江市の門出を祝うにふさわしいめでたい魚。		
制定時期	平成18年10月8日	

6. 市・町の歌

調整の方針案	3	
	松江市	東出雲町
なし		東出雲町歌 白鳥音頭 東出雲町民音頭

慣行の取扱い比較表

調整の方針	<p>1. 現行どおりとする。</p> <p>2. (松江市)の例により調整する。(一元化)</p> <p>3. 新たに制度化する。</p> <p>4. 合併後、時間をかけて調整する。</p>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

7. 各種宣言

調整の方針案	2	
	松江市	東出雲町
地球環境保全と平和都市宣言	<p>世界は今、人口の増加、社会経済活動の拡大や高度化が、一方で環境に過大な変化をもたらし、大気汚染、オゾン層の破壊、地球温暖化など人類や生態系を脅かす事態になっている。また、世界規模の武力紛争が起きる可能性は遠のいていないものの、地域間紛争や世界に拡散するテロ攻撃、核兵器に対する脅威は国際社会の抱える大きな課題である。</p> <p>国際文化観光都市・松江市は、ラムサール条約に登録されている宍道湖・中海など自然環境に恵まれ、多くの史跡や文化財を有し、平和と教育文化の向上に貢献してきたところである。</p> <p>今後も恵み豊かな環境の保全と、持続可能な社会の構築に取り組むとともに、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に努力することを決意し、ここに地球環境保全と平和都市の宣言を行う。</p>	交通安全の町宣言
		<p>近時経済、文化の進展に伴う道路交通の幅濶はいよいよ激化し、これによる交通事故の続出は大きく社会問題化してきたのである。本町における交通事情も車両の激増により極めて深刻となり、町内各地において毎日のように交通事故がひん発し、人命に対する脅威もますます強まるばかりで、まことに憂慮に堪えないところである。しかし、交通事故の大半は人的によるもので、法規の遵守とともに交通道德の涵養と交通環境の整備、充実によりそのほとんどが阻止し得るものである。</p> <p>交通禍の脅威を除き町民の安全を確保するため、交通環境の改善を推進するとともに、ここに町民一丸となって交通安全の自覚に徹する理想町を実現すべく、東出雲町を「交通安全の町」とすることを宣言する。</p>
議決時期	平成18年10月5日	議決時期 昭和37年3月12日
スポーツ都市宣言	<p>私たち松江市民は、スポーツを愛し、スポーツをとおして健康な心とからだをつくり、明るく豊かな松江市をきずくため、ここにスポーツ都市を宣言します。</p> <p>一、私たちは、毎日の生活にスポーツをとり入れます。</p> <p>一、私たちは、スポーツをとおしてしあわせな家庭と明るいまちをつくりまします。</p> <p>一、私たちは、スポーツをとおして活力のある豊かな松江をつくりまします。</p>	非核兵器・平和の町宣言
		<p>真の恒久平和は人類共通の念願である。しかるに核、軍備の拡張は、依然として強まり、世界平和、人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。</p> <p>我々は、世界最初の核被爆国民として、核兵器の恐るしさを、被爆者の今なお続く苦しみをかみしめ、この地球上に再び広島・長崎のあの惨禍を繰り返させてはならないと、全世界の人びとに強く訴えるものである。</p> <p>ここに我々は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の町民生活の中に生かし、子々孫々継承するために、非核兵器・平和の町たることを厳粛に宣言するものである。</p>
制定時期	平成18年10月8日	議決時期 平成元年3月24日

松江市	東出雲町
	<p>人権尊重の町宣言</p> <p>社会は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基礎とする人の和で成り立っており、和は民主社会を確立するための基本であって、それは同時に一人ひとりのたゆまぬ努力によって培われるものである。</p> <p>近年、産業経済の発展とともに国民生活の向上はめざましいものがあるが、その反面急激な社会の変貌あるいは家庭生活の変容等も生じ、その結果人間疎外、社会意識の希薄、公德心の欠如、法秩序の軽視の風潮など、基本的人権の尊重を基として営まれる民主社会の発展を阻害する現象が見られる。</p> <p>このような社会情勢下において、本町では昭和48年「人権尊重モデル地区」として法務大臣の指定を受け、各種の人権意識啓発事業を今日まで継続実施してきているところである。モデル地区指定以来15周年、また世界人権宣言40周年を経たこのときにあたり、東出雲町の人権尊重意識の一層の高揚をはかり、憲法にそって思いやりと感謝の心豊かな生きがいのある町づくりをめざして邁進するため、ここに本町を「人権尊重宣言の町」として宣言することを決議する。</p>
	<p>議決時期 平成元年6月29日</p>
	<p>東出雲町CI導入宣言</p> <p>豊かな自然に恵まれ、多くの産業基盤に支えられながら発展を続ける東出雲町。しかし、統一した概念による町のイメージの整備が遅れており、町の印象は雑然としています。また、社会経済環境の急激な変化に伴い、住民ニーズも多様化しています。</p> <p>これに応えるため、「東出雲町中期計画」に様々な積極的施策を取り込み、さらにCI・サイン事業の実施を組み入れました。新しい概念による目的・手法の明確なCI・サイン計画を導入し、併せて、本町の統一したアイデンティティを確立します。</p> <p>住民の皆さんと行政とが手を取り合い、誇りを持って、新しい地域の創造に向けた町ぐるみの運動へと育てていきます。</p> <p>一連の施策効果をさらに高め、新しい町のイメージを創造し、活力ある東出雲町に生まれ変わるため、ここにCIの導入を宣言します。</p>
	<p>制定時期 平成6年6月11日</p>

慣行の取扱い比較表

調整の方針	1．現行どおりとする。 2．（松江市）の例により調整する。（一元化） 3．新たに制度化する。 4．合併後、時間をかけて調整する。
-------	---------------------------------------------------------------------------

8．名誉市・町民制度

調整の方針案	2	
	松江市	東出雲町
	<p>制度：松江市名誉市民条例による</p> <p>松江市名誉市民：小泉八雲氏ほか 合計24名</p> <p>選定方法：松江市名誉市民選定審議会の審議を経て、 市議会の同意を得て、市長が選定する。</p> <p>松江市名誉市民選定審議会：</p> <p>会長 1名 報酬 9,000円/日 委員 11名 報酬 8,000円/日</p>	なし

(参考)

松江市 市民憲章、市の花・木・魚介 制定までの経緯

平成 18 年 2 月 1 日	新市の市民憲章、花・木・歌などの制定に関する事項について審議し、その結果を市長に報告するため、市民憲章等検討委員会を設置。 (会長 1 名、副会長 2 名、委員 25 名) 第 1 回市民憲章等検討委員会
平成 18 年 2 月 15 日	第 2 回市民憲章等検討委員会
平成 18 年 3 月 1 日 ~ 3 月 31 日	市民アンケート実施
平成 18 年 4 月 5 日	市民憲章起草委員会発足 (検討委員会から委員長 1 名、委員 7 名) 第 1 回市民憲章起草委員会
平成 18 年 4 月 20 日	第 2 回市民憲章起草委員会
平成 18 年 5 月 11 日	第 3 回市民憲章等検討委員会 第 3 回市民憲章起草委員会
平成 18 年 6 月 1 日 ~ 6 月 20 日	パブリックコメント実施
平成 18 年 7 月 11 日	第 4 回市民憲章等検討委員会
平成 18 年 8 月 4 日	第 5 回市民憲章等検討委員会
平成 18 年 8 月 9 日	検討委員会 (会長、副会長) から市長へ報告
平成 18 年 10 月 8 日	市民憲章、市の花・木・魚介制定 市民憲章、市の花・木・魚介の発表 (於: 市民体育祭)
平成 18 年 11 月 26 日	松江市市民憲章制定記念式典 (於: 島根県民会館中ホール)

最近の合併事例における慣行の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23 (予定)	宮崎市	310,123	編入	宮崎市章を用いるものとし、CIマークも現行どおりとする。清武町の木は合併特例区の木とし、合併特例区設置期間終了後は、地域自治区の木とする。清武町民歌等は合併特例区の歌とし、合併特例区設置期間終了後は、地域自治区の歌とする。名誉町民は宮崎市に引き継ぐ。
	宮崎郡 清武町	28,696		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	<p>1 市章、市の歌、市民憲章、各種宣言、市の木、市の花及び市制記念日等については、長野市の制度に統一する。ただし、信州新町の歌及び植物・動物並びに中条村の歌及び木・花については、それぞれの地域の愛唱歌及び木・花等とする。</p> <p>2 信州新町及び中条村のシンボルマーク等は、各地域の団体が承継、管理するものとし、地域振興に資するため使用することとする。</p>
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	市章、市民憲章、市の歌、市の木・花・鳥、名誉市民制度及び市功労者制度の取扱いについては、高崎市の制度に統一する。ただし、吉井町の町章、町民憲章、町の歌及び町の木・花については、住民の意向により、地域の慣行として伝承していくことも検討するものとする。また、名誉町民制度及び町功労者制度については、制度の移行にあたり必要な措置を講じるものとする。
	多野郡 吉井町	24,987		
熊本市 H20.10.6	熊本市	669,603	編入	慣行の取扱いについては、熊本市の制度に統一する。
	下益城郡 富合町	7,962		
福島市 H20.7.1	福島市	290,869	編入	合併時に福島市の制度に統一する。ただし、飯野町の木、花及び鳥等で地域の文化や気候風土の特性上、継承の必要のあるものは、今後も活用していくことを検討する。
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（ 3 4 ）

水道事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

水道事業の取扱いについて

上水道事業及び簡易水道事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 東出雲町の上水道事業及び簡易水道事業については、合併時にそれぞれ松江市に統合する方向で調整する。
なお、合併後の市において安全な水の安定供給を図るため、水需要予測に対応した上水道事業計画及び簡易水道事業計画を策定し、効率的な事業経営を図り適正な料金を設定する。
- (2) それぞれの事業の水道料金及び料金体系については、合併時は現行のとおりとし、合併後 3 年目を目途に、事業ごとに統一する方向で調整する。
- (3) それぞれの事業の加入分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後に、事業ごとに統一する方向で調整する。

(参考資料)

水道事業の取扱いに関する根拠法令(抜粋)

『地方公営企業法』

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

『水道法』

(責務)

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

2 (略)

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4～9 (略)

(事業の認可及び経営主体)

第6条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。

(供給規定)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

(2) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

(3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

(4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(5) (略)

3～7 (略)

上水道・簡易水道事業の概要(平成21年3月31日現在)

事業体	松江市		鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	六道町	八束町	東出雲町
	松江市水道局	松江市水道局	松江市水道局	事業なし	事業なし	事業なし	松江市水道局	斐川水道企業団	事業なし	東出雲町
事業開始年月	大正2年10月	昭和37年3月	昭和39年6月				昭和36年3月	昭和34年12月		昭和34年7月
事業開始年月	大正7年6月	昭和39年6月					昭和38年4月	昭和37年4月		昭和35年5月
給水区域内人口	133,039人	7,985人	6,919人				5,528人	7,845人	斐川水道企業団	13,017人
給水人口	131,137人	7,956人	6,779人				5,524人	7,841人	斐川水道企業団	12,903人
給水戸数	65,478件	2,650件	2,555件				2,275件	2,762件	斐川水道企業団	4,427件
給水区域内普及率	98.57%	99.64%	97.98%				99.93%	99.95%	斐川水道企業団	99.12%
配水能力	61,600m ³ /日	6,100m ³ /日					4,500m ³ /日	22,000m ³ /日	斐川水道企業団	4,691m ³ /日
年間総配水量	16,686千m ³	1,615千m ³					1,256千m ³	5,126千m ³	斐川水道企業団	1,462千m ³
一日最大配水量	52,730m ³	5,595m ³					4,374m ³	17,137m ³	斐川水道企業団	4,574m ³
年間総有収水量	15,515千m ³	1,514千m ³					1,134千m ³	4,634千m ³	斐川水道企業団	1,291千m ³
有収率	92.98%	93.79%					90.35%	90.40%	斐川水道企業団	88.34%
供給単価	202.75円	238.71円					233.63円	136.32円	斐川水道企業団	208.57円
給水原価	167.10円	278.36円					215.72円	133.72円	斐川水道企業団	163.91円

簡易水道事業

事業体	松江市		鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	六道町	八束町	東出雲町
	松江市水道局	松江市水道局	松江市水道局	事業なし	事業なし	事業なし	松江市水道局	斐川水道企業団	事業なし	東出雲町
事業開始年月	昭和33年11月	平成5年4月	平成5年5月	昭和29年3月	昭和35年7月	昭和47年10月	平成5年3月	昭和43年3月	昭和53年6月	昭和34年7月
事業開始年月	昭和34年6月	平成5年5月		昭和29年6月	昭和36年7月	昭和48年10月	平成7年4月	昭和44年7月	昭和57年6月	昭和35年5月
給水区域内人口	7,386人	816人	766人	4,055人	6,189人	7,055人	596人	1,588人	4,360人	1,339人
給水人口	6,913人	766人	718人	4,043人	6,189人	7,036人	593人	1,576人	4,360人	1,337人
給水戸数	2,382件	218件	218件	1,370件	2,145件	2,306件	167件	473件	1,583件	402件
給水区域内普及率	93.60%	93.87%	93.87%	99.70%	100%	99.73%	99.50%	99.24%	100%	99.85%
配水能力	2,628m ³ /日	534m ³ /日	534m ³ /日	2,192m ³ /日	4,095m ³ /日	2,699m ³ /日	178m ³ /日	546m ³ /日	2,000m ³ /日	537m ³ /日
年間総配水量	653,346m ³	58,355m ³	58,355m ³	522,440m ³	735,879m ³	694,484m ³	36,547m ³	140,210m ³	662,606m ³	113,546m ³
一日最大配水量	2,533m ³	302m ³	302m ³	1,832m ³	2,741m ³	2,333m ³	130m ³	652m ³	2,222m ³	350m ³
年間総有収水量	576,375m ³	44,761m ³	44,761m ³	358,095m ³	598,145m ³	614,647m ³	32,022m ³	129,487m ³	522,521m ³	112,293m ³
有収率	88.22%	76.70%	76.70%	68.54%	81.28%	88.50%	87.62%	92.35%	78.86%	98.90%
供給単価	285.45円	198.01円	198.01円	205.70円	171.66円	179.23円	171.32円	148.79円	159.15円	204.29円
給水原価	905.15円	455.89円	455.89円	236.40円	331.35円	231.01円	710.29円	529.31円	116.98円	132.88円
簡易水道の数	11	2	2	3	6	4(+2)	1	5	1	5

八雲町には、飲料水供給施設及び簡易給水施設(2施設)を含む

行政区域内水道普及率(平成21年3月31日現在)

行政区域	松江市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	六道町	八束町	東出雲町
行政区域内人口	148,518人	7,735人	4,065人	6,189人	7,159人	6,268人	9,487人	4,360人	14,579人
行政区域内水道普及率	98.31%	97.54%	99.46%	100.00%	98.28%	97.59%	99.26%	100.00%	100.00%

松江市全体の行政区域内水道普及率は、98.42%となる。

簡易水道事業

松江市

水道料金(税込)

用途	基本料金		給水料金(1m ³ につき)	
	基本水量	料金	水量	料金
一般用	8m ³ まで	1,449円	8m ³ 超~20m ³	189円
			20m ³ 超~40m ³	372.75円
			40m ³ 超~60m ³	420円
			60m ³ 超	483円
工場用	100m ³ まで	20,055円	100m ³ 超	393.75円

メーター使用料(税込)

口径	料金
13mm	63円
20mm	110.25円
25mm	162.75円
30mm	236.25円
40mm	299.25円
50mm	787.50円
50mm超	市長が別に定める

3ヶ月毎に検針・3ヶ月毎に徴収

八雲村

水道料金(税込)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ につき)
	基本水量	料金	
一般用	8m ³ まで	1,155円	178円
	10m ³ まで	1,733円	214円
営業用	10m ³ まで	1,733円	214円
工業用	10m ³ まで	1,733円	214円
団体用	10m ³ まで	1,733円	214円
臨時用	8m ³ まで	1,733円	214円

共用	8m ³ まで	1,386円	178円
----	--------------------	--------	------

メーター使用料 なし

毎月検針・毎月徴収

鹿島町

水道料金(税込)

基本料金(メーター口径別)	
口径	金額
13mm	577.5円
20mm	1,155円
25mm	2,730円
30mm	4,200円
40mm	8,610円
50mm	14,700円
75mm	39,900円
100mm	81,585円
150mm	221,655円
臨時用	2,908.5円

メーター使用料 なし

隔月検針・隔月徴収

玉湯町

水道料金(税込)

用途	基本料金		超過料金(1m ³)	
	基本水量	料金	水量	料金
一般	8m ³ まで	1005.9円	8m ³ 超~30m ³	158.55円
			30m ³ 超~50m ³	197.40円
			50m ³ 超~100m ³	225.75円
			100m ³ 超~150m ³	249.90円
			150m ³ 超~200m ³	285.60円
			200m ³ 超~250m ³	304.50円
			250m ³ 超~	325.50円
			一般用と同じ	
営業	20m ³ まで	4,410円		
臨時用	1m ³ まで	325.5円	1m ³ を超える分	325.50円
共用	1戸につき8m ³ まで	1005.9円	一般用と同じ	

メーター使用料 なし

毎月検針・毎月徴収

島根町

水道料金(税込)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ につき)
	基本水量	料金	
一般用	10m ³ まで	2,000円	180円
	50m ³ まで	4,900円	180円
営業用	30m ³ まで	4,900円	180円
共用性	1m ³ につき	900円	
その他	1m ³ につき	1,400円	

メーター使用料 なし

毎月検針・毎月徴収

宍道町

水道料金(税込)

用途	基本料金		超過料金(1m ³)	
	基本水量	料金	水量	料金
一般用	8m ³ まで	987円	9m ³ ~30m ³	132.30円
			31m ³ 以上	164.85円
営業用	10m ³ まで	1,270.5円	1m ³ につき	190.05円
官公署用	10m ³ まで	1,270.5円	1m ³ につき	164.85円
学校用	50m ³ まで	6,342円	1m ³ につき	164.85円
公民館 神社用	4m ³ まで	504円	4m ³ を 超える分	164.85円
その他	200m ³ まで	24,874.5円	200m ³ を 超える分	190.05円
臨時	1m ³ につき	507.15円		

メーター使用料 なし

隔月検針・隔月徴収

美保関町

水道料金(税込)

基本水量	基本料金		超過料金(1m ³ につき)	
	料金	水量	水量	料金
10m ³ まで	1,550円	11m ³ ~30m ³	135円	
		31m ³ ~50m ³	155円	
		51m ³ ~100m ³	195円	
		101m ³ ~500m ³	205円	
		501m ³ ~1000m ³	215円	
		1001m ³ ~	225円	
臨時				
1m ³ まで	5,550円	1m ³ につき	605円	

メーター使用料 なし

毎月検針・毎月徴収

八束町

水道料金(税込)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ につき)
	基本水量	料金	
一般用	8m ³ まで	1,155円	152円
営業用	10m ³ まで	1,522円	152円
工業用	10m ³ まで	1,522円	152円
団体会用	10m ³ まで	1,522円	152円
臨時用	10m ³ まで	1,522円	152円
共用	8m ³ まで	1,155円	152円

メーター使用料 なし

毎月検針・毎月徴収

東出雲町

上水道料金及び簡易水道料金(税抜き)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ 又はその端数毎に)			
	基本水量	料金	水量	料金		
専用給水装置	~8m ³	1,040円	9m ³ ~30m ³	180円		
			31m ³ ~50m ³	210円		
			51m ³ ~	320円		
団体会体用	~10m ³	1,600円	11m ³ ~30m ³	240円		
			31m ³ ~50m ³	300円		
			51m ³ ~	360円		
臨時用	~10m ³	3,000円	11m ³ ~	420円		
共用給水装置	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ 又はその端数毎に)			
			基本水量	料金	水量	料金
			~8m ³	1,040円	9m ³ ~	180円
	~8m ³	1,040円	9m ³ ~	180円		

メーター使用料(税抜き)

口径種別	1カ月使用料
13mm	70円
20mm	140円
25mm	160円
40mm	290円
50mm	1,350円
75mm	1,550円
100mm	2,600円

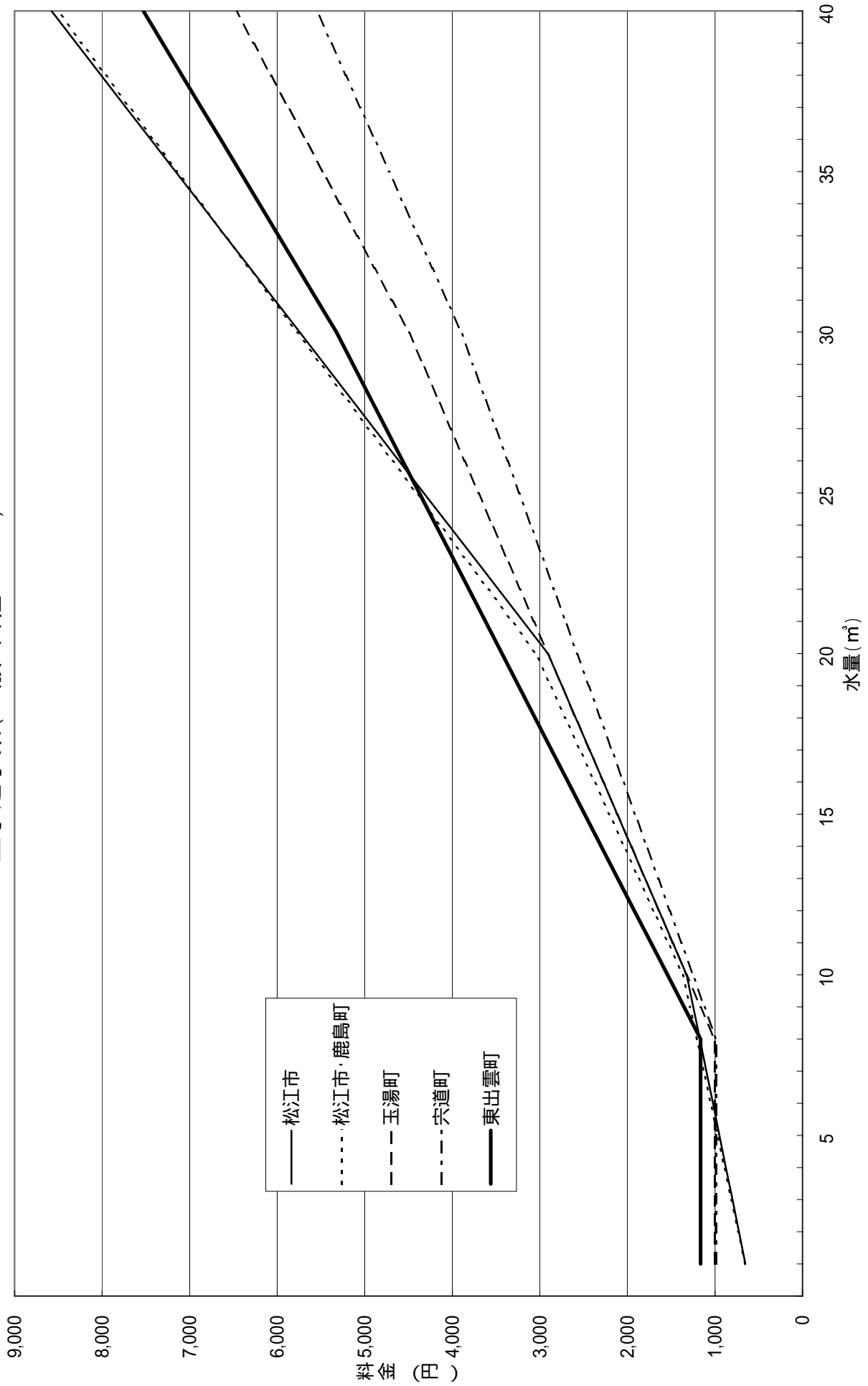
毎月検針・毎月徴収

水道料金比較表

上水道事業										
項目	市町村名	松江市	松江市・鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	宍道町	八束町	東出雲町
事業体										
一般用(1ヶ月、税込み)		松江市水道局	松江市水道局	事業なし	事業なし	事業なし	松江市水道局	斐川宍道水道企業団	事業なし	東出雲町
1戸当り平均水量		14 m ³	19 m ³				22 m ³	21 m ³		19 m ³
口径13mm 10m ³		1,323円	1,365円				1,323円	1,251円		1,543円
口径13mm 20m ³		2,908円	3,045円				2,908円	2,574円		3,433円
口径13mm 30m ³		5,743円	5,775円				4,494円	3,897円		5,323円
口径13mm 40m ³		8,578円	8,505円				6,468円	5,546円		7,528円
口径20mm 10m ³		1,900円	1,942円				1,323円	1,251円		1,617円
口径20mm 20m ³		3,486円	3,622円				2,908円	2,574円		3,507円
口径20mm 30m ³		6,321円	6,352円				4,494円	3,897円		5,397円
口径20mm 40m ³		9,156円	9,082円				6,468円	5,546円		7,602円
営業用(1ヶ月、税込み)										
口径40mm 100m ³			35,931円				21,231円	18,375円		32,224円
口径50mm 100m ³			42,021円				21,231円	18,375円		33,337円
簡易水道事業										
項目	市町村名	松江市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	宍道町	八束町	東出雲町
一般用(1ヶ月、税込み)										
1戸当り平均水量		21 m ³	17 m ³	22 m ³	22 m ³	22 m ³	15 m ³	24 m ³	18 m ³	20 m ³
口径13mm 10m ³		1,890円	1,365円	2,000円	1,550円	1,511円	1,323円	1,251円	1,459円	1,543円
口径13mm 20m ³		3,780円	3,045円	3,800円	2,900円	3,291円	2,908円	2,574円	2,979円	3,433円
口径13mm 30m ³		7,507円	5,775円	5,600円	4,250円	5,071円	4,494円	3,897円	4,499円	5,323円
口径13mm 40m ³		11,235円	8,505円	7,400円	5,800円	6,851円	6,468円	5,546円	6,019円	7,528円
口径20mm 10m ³		1,937円	1,942円	2,000円	1,550円	1,511円	1,323円	1,251円	1,459円	1,617円
口径20mm 20m ³		3,827円	3,622円	3,800円	2,900円	3,291円	2,908円	2,574円	2,979円	3,507円
口径20mm 30m ³		7,554円	6,352円	5,600円	4,250円	5,071円	4,494円	3,897円	4,499円	5,397円
口径20mm 40m ³		11,282円	9,082円	7,400円	5,800円	6,851円	6,468円	5,546円	6,019円	7,602円
営業用(1ヶ月、税込み)										
口径40mm 100m ³			39,191円	17,500円	17,100円	20,993円	21,231円	18,375円	15,202円	32,224円
口径50mm 100m ³			39,679円	17,500円	17,100円	20,993円	21,231円	18,375円	15,202円	33,337円

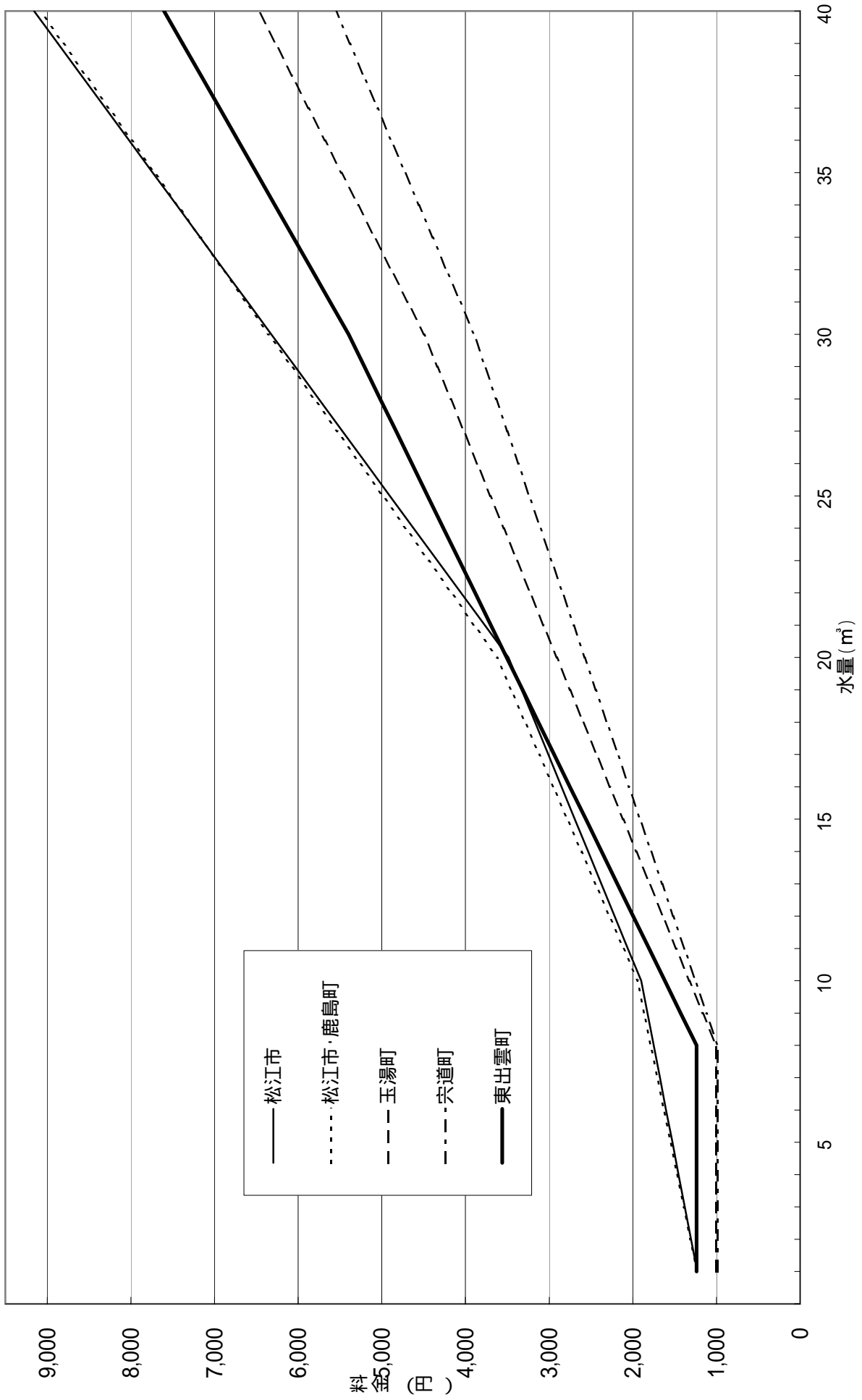
上水道事業(一般:口径 13mm)

(平成22年1月1日現在)



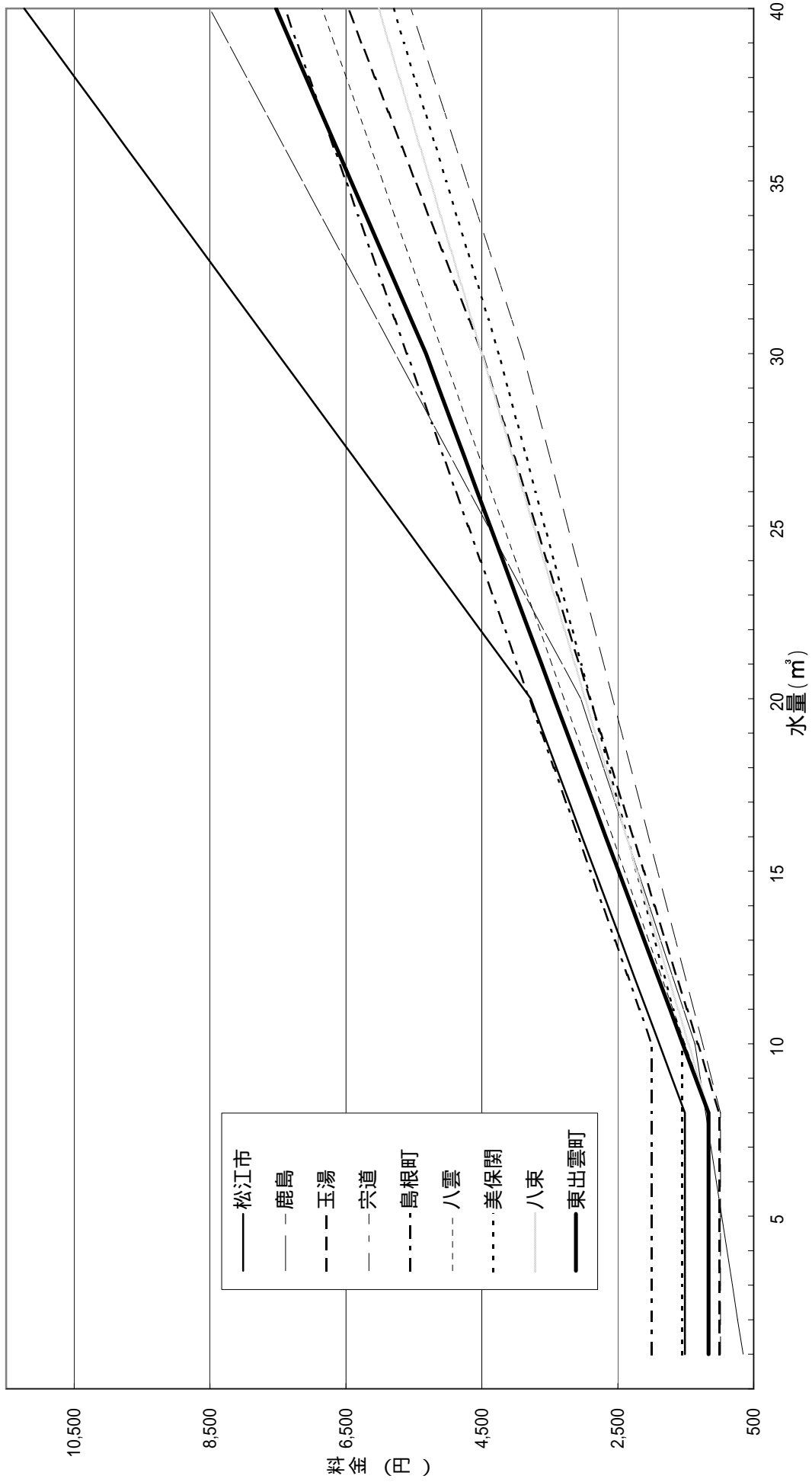
上水道事業(一般:口径 20mm)

(平成22年1月1日現在)



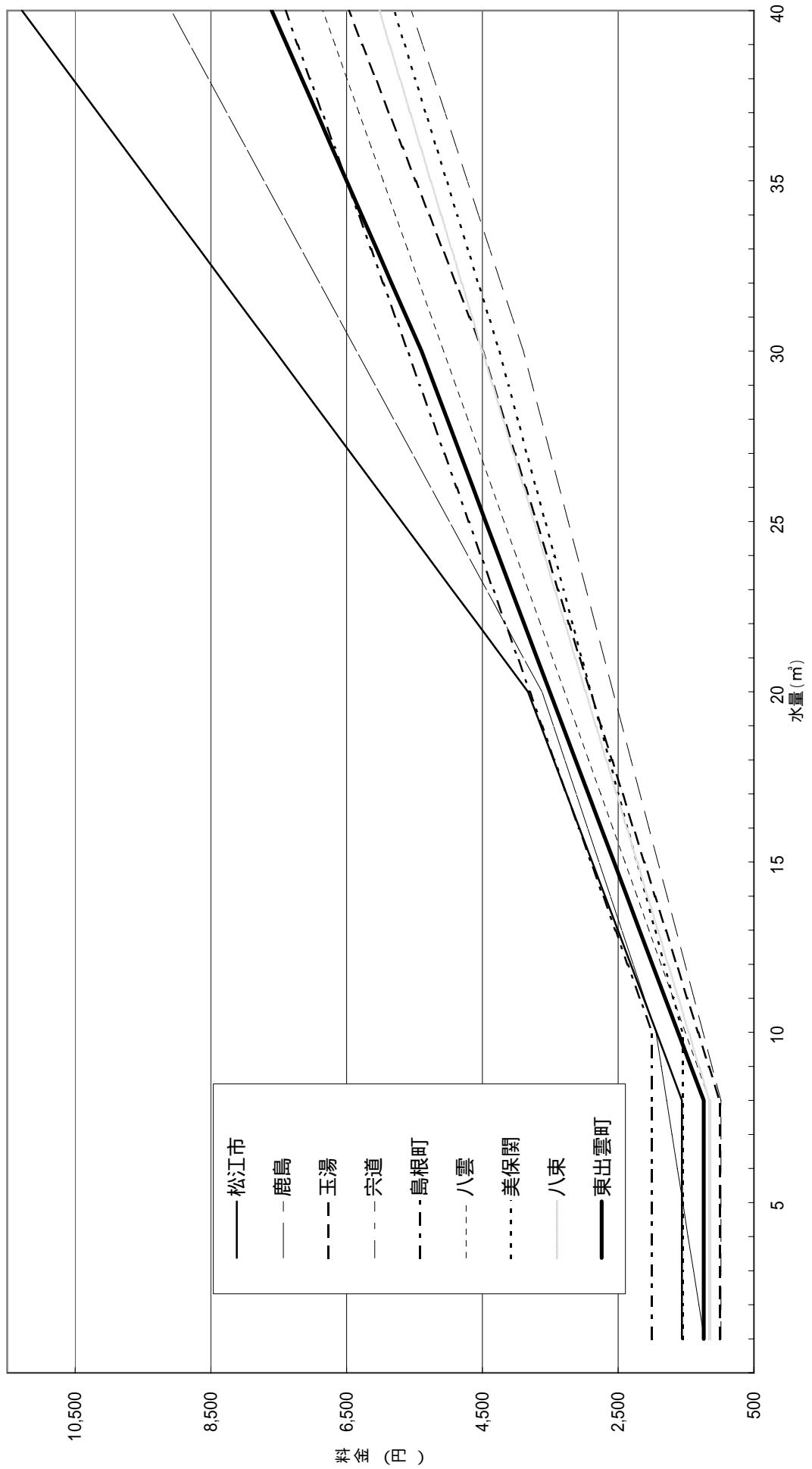
簡易水道事業(一般:口径 13mm)

(平成22年1月1日現在)



簡易水道事業(一般:口径 20mm)

(平成22年1月1日現在)



水道料金比較表
上水道事業(営業用)

使用量	口径別											
	13		20		25		40		50		75	
	松江市	東出雲町	松江市	東出雲町	松江市	東出雲町	松江市	東出雲町	松江市	東出雲町	松江市	東出雲町
10	1,323	1,753	1,900	1,827	3,475	1,848	9,355	1,984	15,445	3,097	40,645	3,307
25	4,326	5,533	4,903	5,607	6,478	5,628	12,358	5,764	18,448	6,877	43,648	7,087
50	11,728	13,093	12,306	13,167	13,881	13,188	19,761	13,324	25,851	14,437	51,051	14,647
100	27,898	31,993	28,476	32,067	30,051	32,088	35,931	32,224	42,021	33,337	67,221	33,547
150	44,173	50,893	44,751	50,967	46,326	50,988	52,206	51,124	58,296	52,237	83,496	52,447
200	60,448	69,793	61,026	69,867	62,601	69,888	68,481	70,024	74,571	71,137	99,771	71,347
250	76,723	88,693	77,301	88,767	78,876	88,788	84,756	88,924	90,846	90,037	116,046	90,247
300	92,998	107,593	93,576	107,667	95,151	107,688	101,031	107,824	107,121	108,937	132,321	109,147
400	125,548	145,393	126,126	145,467	127,701	145,488	133,581	145,624	139,671	146,737	164,871	146,947
500	158,098	183,193	158,676	183,267	160,251	183,288	166,131	183,424	172,221	184,537	197,421	184,747
750	239,473	277,693	240,051	277,767	241,626	277,788	247,506	277,924	253,596	279,037	278,796	279,247
1000	320,848	372,193	321,426	372,267	323,001	372,288	328,881	372,424	334,971	373,537	360,171	373,747
1500	483,598	561,193	484,176	561,267	485,751	561,288	491,631	561,424	497,721	562,537	522,921	562,747
2000	646,348	750,193	646,926	750,267	648,501	750,288	654,381	750,424	660,471	751,537	685,671	751,747
2500	809,098	939,193	809,676	939,267	811,251	939,288	817,131	939,424	823,221	940,537	848,421	940,747
3000	971,848	1,128,193	972,426	1,128,267	974,001	1,128,288	979,881	1,128,424	985,971	1,129,537	1,011,171	1,129,747
4000	1,297,348	1,506,193	1,297,926	1,506,267	1,299,501	1,506,288	1,305,381	1,506,424	1,311,471	1,507,537	1,336,671	1,507,747
5000	1,622,848	1,884,193	1,623,426	1,884,267	1,625,001	1,884,288	1,630,881	1,884,424	1,636,971	1,885,537	1,662,171	1,885,747
6000	1,948,348	2,262,193	1,948,926	2,262,267	1,950,501	2,262,288	1,956,381	2,262,424	1,962,471	2,263,537	1,987,671	2,263,747
7000	2,273,848	2,640,193	2,274,426	2,640,267	2,276,001	2,640,288	2,281,881	2,640,424	2,287,971	2,641,537	2,313,171	2,641,747
8000	2,599,348	3,018,193	2,599,926	3,018,267	2,601,501	3,018,288	2,607,381	3,018,424	2,613,471	3,019,537	2,638,671	3,019,747
9000	2,924,848	3,396,193	2,925,426	3,396,267	2,927,001	3,396,288	2,932,881	3,396,424	2,938,971	3,397,537	2,964,171	3,397,747
10000	3,250,348	3,774,193	3,250,926	3,774,267	3,252,501	3,774,288	3,258,381	3,774,424	3,264,471	3,775,537	3,289,671	3,775,747

最近の合併事例における水道事業の取扱い

取扱い内容	関係市町村		合併の方式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
小林市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	小林市	38,923	編入	1. 上水道事業について (1) 水道料金の算定方法現行のまま、新市に引き継ぐ。 (2) 水道加入金 現行のまま、新市に引き継ぐ。 2. 簡易水道事業について (1) 水道料金の算定方法 当面は、現行の料金体制を維持し、将来的には妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。経営状況を分析する。 (2) 水道加入金 一次側においては、すべて水道事業者が管理する方向で調整する。当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。
	西諸県郡野尻町	8,670		
熊本市 (熊本県) H22.3.23(予定)	熊本市	669,603	編入	城南町の地区営水道(簡易水道)については、町営化を目指し平成22年3月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。 城南町中央地区簡易水道事業(町営簡易水道事業)については、平成25年度を完了予定とし熊本市に引き継ぐ。 水道料金及び加入金は、合併時に熊本市の料金体系に統一する。 未普及地域を含む上水道事業は、城南町で平成21年度に15年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助が得られるように努める。この水道計画に基づき、住民の意向を踏まえながら新市が整備を行う。 なお、水質悪化地域の整備については、合併後早急に取組むものとする
	下益城郡城南町	19,641		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	(1) 上・下水道事業に関する財務、組織等については、合併時に高崎市の制度等に統合する。 (2) 水道料金及び下水道使用料については、平成24年度までは現行どおりとし、その後事業の執行に支障が生じる等の料金の見直しが必要となった時点で、統一を目指し段階的に調整する。 (3) 水道加入金については、合併時に高崎市の制度に統一する。 (4) 高崎市の下水道受益者負担金及び下水道分担金並びに吉井町の下水道受益者負担金については、当面現行どおりとし、都市計画区域が統合された段階又は下水道認可区域の変更時に合わせて、統一した基準を設ける。
	多野郡吉井町	24,987		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	1 水道事業(料金、加入金等) (1) 水道料金については、前橋市の制度に統一する。ただし、合併時に料金の高くなる使用量区分については、段階的に調整する。 (2) 富士見村の簡易水道の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 (3) 検針、料金徴収、加入金及び工事手数料については、前橋市の制度に統一する。
	勢多郡富士見村	22,320		

取扱い内容	関係市町村		合併の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
真岡市 (栃木県) H21.3.23	真岡市	66,362	編入	水道関係事業について 1 水道事業及び会計については、次のとおりとする。 (1) 二宮町の水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、合併後速やかに統合する。 (2) 二宮町の簡易水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業に統合する。 (3) 二宮町の水道事業会計については、合併時に真岡市の制度に統合し、二宮町の簡易水道事業会計については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業会計に統合する。 2 水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに新しい計画を策定する。 3 水道料金については、次のとおりとする。 (1) 二宮町の上水道料金については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。 (2) 二宮町の簡易水道料金については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに上水道料金に統一する。 4 水道加入金については、合併時に真岡市の制度に統一する。 5 水道関係手数料については、合併時に真岡市の制度に統一する。 6 水道施設の維持管理については、合併時に真岡市の管理体制に統一する。
	芳賀郡二宮町	16,640		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	(1) 上水道事業の取扱いについては、当面現行どおり2水道事業を存続させ、合併後において水道事業の統合を目指す。 (2) 水道料金については、当面現行どおりとし、合併後に新たな水道事業基本計画を策定する中で料金改定と料金統一を図る。ただし、メーター使用料については、富士市の制度に統一する。 (3) 加入金及び手数料については、合併時に富士市の制度に統一する。
	庵原郡富士川町	16,823		
熊本市 (熊本県) H20.10.6	熊本市	669,603	編入	1 地区営水道(簡易水道)については、合併までに未整備(給水) 地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。 2 上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。 3 簡易水道組織への補助金(富合町環境衛生施設整備補助金)については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。
	下益城郡富合町	7,962		

取扱い内容	関係市町村		合併の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	水道料金 合併時に福島市の制度に統一する。 給水装置工事 関係手数料 合併時に福島市の制度に統一する。 加入金 合併時に福島市の制度に統一する。
	伊達郡飯野町	6,488		
島田市 (静岡県) H20.4.1	島田市	96,078	編入	(1) 簡易水道料金は、当面は現行のとおりとし、平成25年度を目処に再編する。 (2) 簡易水道料金の徴収時期は、合併時に島田市の例により統合する。 (3) 飲料水供給施設維持管理補助については、当面は川根地域のみを対象に現行のとおり存続し、合併後に調整を図る。
	榛原郡川根町	6,030		

議案（ 3 5 ）

公共下水道事業等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松浦正敬

公共下水道事業等の取扱いについて

公共下水道事業、農業集落排水事業及び市町村設置型合併処理浄化槽事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

（ 1 ）使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年目を目途に段階的に統一する方向で調整する。

なお、料金の統一にあたっては、排水需要予測に対応した公共下水道等事業計画を策定し、産業活動への影響を考慮するとともに、効率的な事業経営を図り適正な料金を設定する。

（ 2 ）受益者負担金・分担金については、次のとおり調整する。

公共下水道事業については、現行のとおりとする。

農業集落排水事業については、現行のとおりとする。ただし、整備事業完了地区において、新たに接続するものについては、合併後 5 年目を目途に統一する方向で調整する。

市町村設置型合併処理浄化槽事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年目を目途に統一する方向で調整する。

(参考資料)

公共下水道事業に関する根拠法令(抜粋)

『地方自治法』

(分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

『下水道法』

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 (略)

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 (略)

2～4 (略)

5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

6 (略)

『都市計画法』

(受益者負担金)

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3～7 (略)

『地方公営企業法』

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

『市町村の合併の特例に関する法律』

(流域下水道に関する特例)

- 第20条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の3第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の認可を受けた事業計画に係る流域下水道（同法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。）により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は1部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県（同法第25条の2第2項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、同項の協議に係る都道府県）及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から移行日（当該市町村の合併が行われた日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間、当該事業計画（当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第25条の3第4項において準用する同条第1項の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。
- 2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。
 - 3 第1項に規定する都道府県（下水道法第25条の2第2項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、当該市町村）は、前2項の規定により移行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

平成20年度末松江市・東出雲町下水道処理人口及び普及率

市町村名	国土交通省所管		農林水産省所管		環境省所管		総務省所管		その他 コミュニティプラント、個人設置補助外浄化	普及率
	流域関連 公共下水道	流域関連特定環境 保全公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集排水施設	漁業集排水施設	個人設置型合併 処理浄化槽	特定地域生活廃水 処理施設	個別廃水処理施設		
	主として市街地に おける下水を排除 し、流域下水道に 接続し、地方公共 団体が管理する下 水道です。	主として市街地以外に おける下水を排除 し、流域下水道に 接続し、地方公共 団体が管理する下 水道です。概ね 1,000人から 10,000人を対象と します。	公共下水道のうち 市街化区域以外に おける下水を排除 し、終末処理場を 有し、地方公共団 体が管理する下水 道です。概ね 1,000人から 10,000人を対象と します。	主として農業振興 地域内の農業集落 における汚水を処 理する施設です。 概ね1,000人以下 を対象とします。	主として漁港背後 の集落における汚 水を処理する施設 です。概ね100人 から5,000人以下 を対象とします。	集合排水処理施設 が整備されていない 区域において、し 尿を処理するもの で、市町村の補助 で個人が設置する ものです。	市町村が公営企業 として、単年度20 戸以上の住宅につ いて合併処理浄化 槽を設置し管理す るものです。	市町村が公営企業 として、単年度20 戸未満の住宅につ いて合併処理浄化 槽を設置し管理す るものです。		
松江市	133,539 69.33%	4,132 2.15%	6,286 3.26%	23,038 11.96%	6,920 3.59%	961 0.50%	1,482 0.77%	27 0.01%	7,205 3.74%	183,590 95.32%
東出雲町	12,105 83.28%	-	-	1,803 12.40%	-	71 0.49%	63 0.43%	-	23 0.16%	14,065 96.76%
合計	145,644 70.31%	4,132 1.99%	6,286 3.03%	24,841 11.99%	6,920 3.34%	1,032 0.50%	1,545 0.75%	27 0.01%	7,228 3.49%	197,655 95.42%

上段数字 = 処理人口

下段数字 = 普及率

普及率 = 各市町村下水道処理人口 / 行政人口

下水道使用料

使用料:1月につき

		一般排水							
		基本料金	超過料金(1㎡につき)						
排水量(㎡)	10㎡まで	10㎡超 ~ 20㎡	20㎡超 ~ 50㎡	50㎡超 ~ 100㎡	100㎡超 ~ 250㎡	250㎡超 ~ 1,000㎡	1,000㎡ ~		
	旧松江市	公共下水道 集落排水 公設	1,300円	140円	180円	210円	240円	270円	290円
美保関 八雲 玉湯 穴道	公共下水道 集落排水 公設浄化槽	1,100円	140円	180円	210円	240円	240円	240円	
鹿島 島根 八束	公共下水道 集落排水 公設浄化槽	1,100円	140円	180円	210円	210円	210円	210円	
東出雲町	公共下水道(税抜き)	1,150円	140円	170円	195円	210円	225円	240円	
	集落排水(税抜き)	5人槽	7人槽						10人槽
	生活排水処理施設 (人槽制)	3,340円	4,170円						5,000円

		料金(1㎡につき)						
区分	10㎡まで	10㎡超 ~ 20㎡	20㎡超 ~ 50㎡	50㎡超 ~ 100㎡	100㎡超 ~ 250㎡	250㎡超 ~ 1,000㎡	1,000㎡ ~	
	松江市 (全域)	公衆浴場排水 温泉水排水	50円 170円	50円 170円	50円 170円	50円 170円	50円 170円	50円 170円

下水道使用料比較表(1人 = 2,000/日 の場合) (1ヶ月:税込)

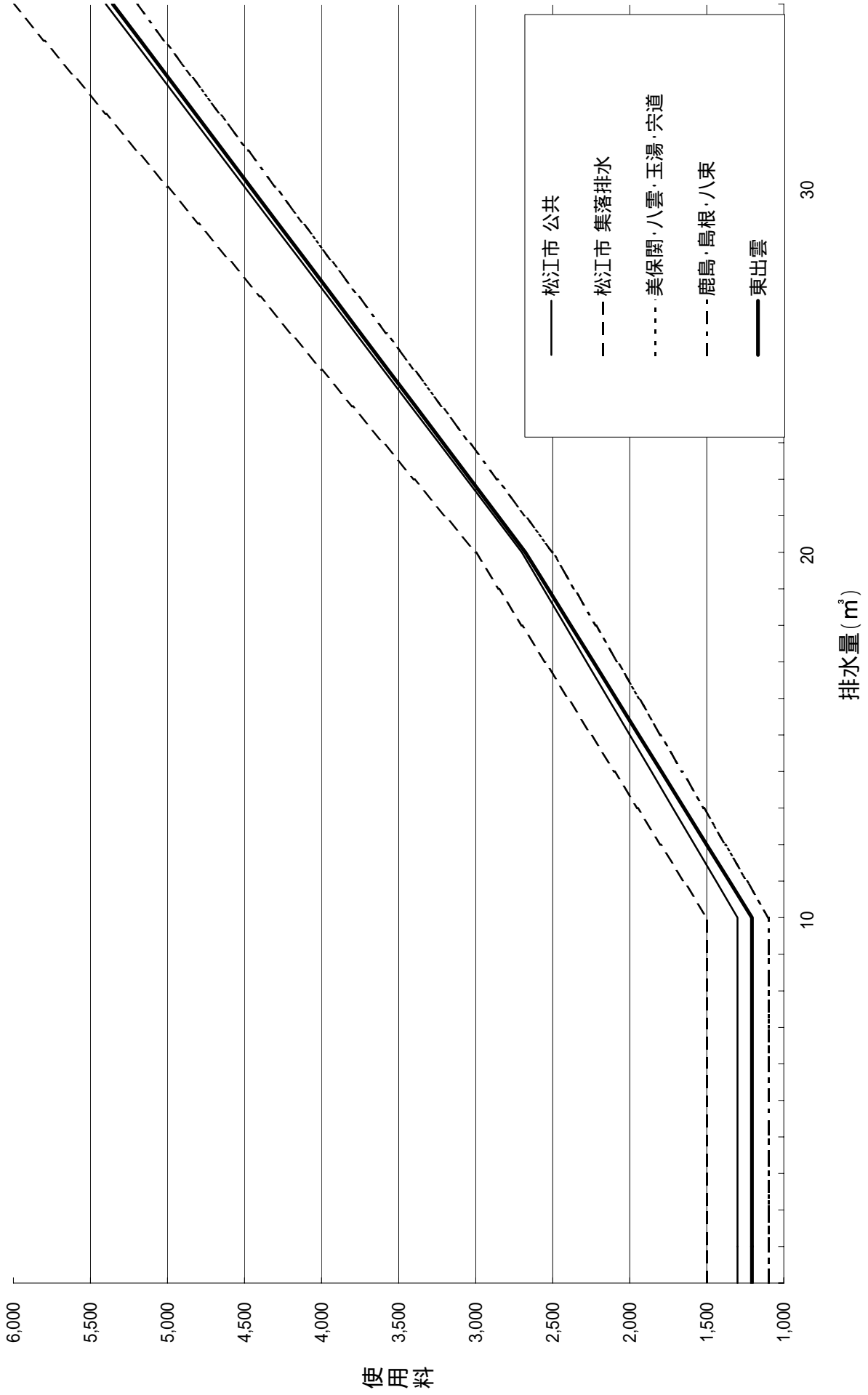
	松江地区	鹿島地区	島根地区	美保関地区	八雲地区	玉湯地区	宍道地区	八束地区	東出雲町
公共下水道									
18 m ³ (3人)	2,420円	2,220円	2,220円	2,220円	2,220円	2,220円	2,220円	2,220円	2,383円
24 m ³ (4人)	3,420円	3,220円	3,220円	3,220円	3,220円	3,220円	3,220円	3,220円	3,391円
30 m ³ (5人)	4,500円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,462円
農業集落排水事業									
18 m ³ (3人)	2,700円	2,220円	2,220円	2,220円	-	-	2,220円	2,220円	2,383円
24 m ³ (4人)	3,800円	3,220円	3,220円	3,220円	-	-	3,220円	3,220円	3,391円
30 m ³ (5人)	5,000円	4,300円	4,300円	4,300円	-	-	4,300円	4,300円	4,462円
漁業集落排水事業									
18 m ³ (3人)	2,700円	2,220円	2,220円	2,220円	-	-	-	-	-
24 m ³ (4人)	3,800円	3,220円	3,220円	3,220円	-	-	-	-	-
30 m ³ (5人)	5,000円	4,300円	4,300円	4,300円	-	-	-	-	-
公設浄化槽事業(市町村設置型合併処理浄化槽事業)									
18 m ³ (3人)	2,700円	2,220円	2,220円	2,220円	2,220円	2,220円	2,220円	2,220円	5人槽 3,340円
24 m ³ (4人)	3,800円	3,220円	3,220円	3,220円	3,220円	3,220円	3,220円	3,220円	7人槽 4,170円
30 m ³ (5人)	5,000円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	10人槽 5,000円

受益者負担金・分担金

旧松江市 公共下水道事業		美保関町		宍道町		鹿島町		高根町		八束町		八雲町		玉湯町		東出雲町	
380円/㎡	合併日において事業を継続中の区域 その区域に要した総管渠工事費の7.5%を受益戸数で除した金額(上限160,000円/公共ます1個につき)	400円/㎡	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	市街化区域 310円/㎡ 市街化区域以外の区域 360円/㎡	処理区分名 掲屋処理区分	事業認可・面積 S54年2月・87.96ha H44年4月・22.74ha H7年8月・12.56ha H4年4月・3.40ha H9年8月・26.30ha H7年8月・30.74ha H12年6月・20.94ha H12年6月・36.66ha H15年3月・12.90ha	単位負担金額 (1㎡あたり) 335円 370円 400円 420円 420円 420円 420円 420円 420円
集落排水事業																	
分担金額	合併日において事業を継続中の区域 その区域に要した総管渠工事費の7.5%を受益戸数で除した金額(上限160,000円/公共ます1個につき)	分担金額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	事業なし	排水処理の名称 今宮春日地区 意東地区 須田地区	地区 今宮地区、春日地区 春日台地区 中意東、高庭、畑、下組、中組、奥組地区 須田地区、上新2区の一部	分担金の額 (1戸あたり) 160,000円 140,000円 240,000円 180,000円
地区	忌部地区 古江地区 長江地区 秋鹿地区 本庄地区 大井地区 生馬地区 大野地区 魚瀬地区	地区	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	事業なし	排水処理の名称 今宮春日地区 意東地区 須田地区	地区 今宮地区、春日地区 春日台地区 中意東、高庭、畑、下組、中組、奥組地区 須田地区、上新2区の一部	分担金の額 (1戸あたり) 160,000円 140,000円 240,000円 180,000円
市町村設置型合併処理浄化槽事業																	
浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模	浄化槽の規模
5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽	5人槽
7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽	7人槽
10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽	10人槽
分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額	分担金額
300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	102,000円	113,400円	138,000円	213,900円
美保関地区、宍道地区、鹿島地区、島根地区、八束地区は同じ																	
別々に定める額																	

下水道使用料

(平成22年1月1日現在)



下水道使用料比較表

使用量 (m ³)	下水道		
	松江市		東出雲
	公共	集落排水	公共・集落
10	1,300	1,500	1,207
20	2,700	3,000	2,677
30	4,500	5,000	4,462
40	6,300	7,000	6,247
50	8,100	9,000	8,032
75	13,350	14,500	13,151
100	18,600	20,000	18,270
150	30,600	32,500	29,295
200	42,600	45,000	40,320
250	54,600	57,500	51,345
300	68,100	71,500	63,157
400	95,100	99,500	86,782
500	122,100	127,500	110,407
750	189,600	197,500	169,470
1000	257,100	267,500	228,532
1500	402,100	417,500	354,532
2000	547,100	567,500	480,532
2500	692,100	717,500	606,532
3000	837,100	867,500	732,532
4000	1,127,100	1,167,500	984,532
5000	1,417,100	1,467,500	1,236,532
6000	1,707,100	1,767,500	1,488,532
7000	1,997,100	2,067,500	1,740,532
8000	2,287,100	2,367,500	1,992,532
9000	2,577,100	2,667,500	2,244,532
10000	2,867,100	2,967,500	2,496,532

最近の合併事例における公共下水道事業等の取扱い

取扱い内容	関係市町村		合併の方式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	宮崎市	310,123	編入	下水道事業受益者負担金の調整方針は、「宮崎市の制度等を適用する。ただし、認可済み区域については、従前のおりとする。 下水道使用料の算定方法の調整方針は、「宮崎市の制度等に統一する。ただし、新市に移行後、使用料を含め事業計画、財政計画の見直しを行う。
	宮崎郡清武町	28,696		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	(1) 上・下水道事業に関する財務、組織等については、合併時に高崎市の制度等に統合する。 (2) 水道料金及び下水道使用料については、平成24年度までは現行どおりとし、その後事業の執行に支障が生じる等の料金の見直しが必要となった時点で、統一を目指し段階的に調整する。 (3) 水道加入金については、合併時に高崎市の制度に統一する。 (4) 高崎市の下水道受益者負担金及び下水道分担金並びに吉井町の下水道受益者負担金については、当面現行どおりとし、都市計画区域が統合された段階又は下水道認可区域の変更時に合わせて、統一した基準を設ける。
	多野郡吉井町	24,987		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	下水道事業(使用料、受益者負担金等) 下水道使用料については、前橋市の制度に統一する。 受益者負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 農業集落排水事業(使用料及び分担金) 農業集落排水事業使用料及び分担金については、前橋市の制度に統一する。ただし、事業実施中の地区における分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 合併処理浄化槽関係 合併処理浄化槽設置補助金については、前橋市の制度に統一する。
	勢多郡富士見村	22,320		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	富士川町の生活排水処理については、合併処理浄化槽による整備を行う。 また、その整備にあたっては、今後策定する生活排水処理長期計画に基づき実施するものとする。
	庵原郡富士川町	16,823		
熊本市 (熊本県) H20.10.6	熊本市	669,603	編入	下水道事業の取扱いについて 1 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。 2 下水道使用料については、合併時に熊本市の料金に統合する。 3 下水道受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合する。
	下益城郡富合町	7,962		

取扱い内容	関係市町村		合併の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口(H17国調)		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	1. 公共下水道 事業計画 合併時に福島市の制度に統一する。 2. 下水道事業 受益者負担金 合併時に福島市の制度に統一する。 3. 下水道使用料 合併時に福島市の制度に統一する。 4. 都市下水路事業計画 合併時に福島市の制度に統一する。 5. 農業集落排 水事業計画、農業集落排水事業受益者分担金及び処理施 設使用料 合併時に福島市の制度に統一する。 6. 生活排水処 理基本計画 合併時に福島市汚水処理施設整備基本構想と の整合を図り再編する。 7. 浄化槽設置 整備事業補助金 国の交付金制度の調整を図り、合併後に 福島市の制度に統一する。
	伊達郡飯野町	6,488		

協議（３）

合併市町村基本計画の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成２２年２月１０日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松浦正敬

合併市町村基本計画の取扱いについて

合併市町村基本計画の取扱いについては、法定協議会設置後に協議する。

(参考資料)

合併市町村基本計画に関する根拠法令(抜粋)

『市町村の合併の特例等に関する法律』(平成22年3月31日失効)

(合併協議会の設置)

第1条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画(以下「合併市町村基本計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

2~3(略)

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第6条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- (1) 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- (2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
- (4) 合併市町村の財政計画

2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に

関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 第61条第23項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、同条第1項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第七項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第22条第1項に規定する地域審議会が置かれている場合、第24条第1項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

10 第4項の規定は、第7項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。